

Radiata Increase



FP2級 2022 年 9 月 学科 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[過去問解説]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・直近5回分の過去問解説はFP試験教材[最短最速合格ガイド]に収録されています。

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



学科試験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、2022年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
- ・ 次の各問について答えを1つ選び、その番号を解答用紙にマークしてください。

問題 1

ファイナンシャル・プランナー(以下「FP」という)の顧客に対する行為に関する次の記述のうち、関連法規に照らし、最も不適切なものはどれか。

1. 社会保険労務士の登録を受けていないFPのAさんは、ライフプランの相談に来た顧客に対して、老齢基礎年金や老齢厚生年金の受給要件や請求方法の概要を有償で説明した。
2. 弁護士の登録を受けていないFPのBさんは、資産管理の相談に来た顧客の求めに応じ、有償で、当該顧客を委任者とする任意後見契約の受任者となった。
3. 金融商品取引業の登録を受けていないFPのCさんは、金融資産運用に関心のある不特定多数の者に対して、有価証券の価値の分析に基づき、インターネットを利用して個別・相対性の高い投資情報を有償で提供した。
4. 生命保険募集人の登録を受けていないFPのDさんは、ライフプランの相談に来た顧客に対して、生命保険の一般的な商品性や活用方法を有償で説明した。

【答え】

1. 適切

社労士資格のないFPでも、顧客の公的年金の受給要件や請求方法を説明することは有償であっても可能です。
ただし、公的年金の請求手続きの代行等は、社労士資格のないFPはできません。

2. 適切

弁護士資格を持たないFPは、法律問題のような具体的な法律判断や法律事務を行ってはいけません。
ただし、任意後見人になる際には、特別な資格は不要です。

3. 不適切

金融商品取引業者として登録を受けていないFPは、投資助言・代理業・投資運用業を行ってはいけません。
また、有価証券などのポートフォリオのプランニングすることもできません。
ただし、投資判断の前提となる基礎資料となる景気動向や企業業績などを知らせるだけでは投資判断の助言とはなりません。

本問では、「個別・相対性の高い投資情報を有償で提供した。」とありますので、投資助言となり、金融商品取引業の登録が必要となります。

4. 適切

生命保険募集人登録を受けていないFPでは、生命保険の募集行為を行うことはできませんが、ライフプランニングにおける生命保険の必要性に関する助言や、各社の生命保険商品の特徴・商品性の説明は有償であっても可能です。

したがって正解は、3

問題 2

公的医療保険に関する次の記述の空欄(ア)~(エ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 健康保険の被保険者資格を喪失した者で、喪失日の前日までに引き続き2ヵ月以上被保険者であった者は、所定の申出により、最長で(ア)年間、健康保険の任意継続被保険者となることができる。
- ・ 全国健康保険協会管掌健康保険(協会けんぽ)の場合、(イ)保険料率は、都道府県ごとに定められているのに対して、(ウ)保険料率は、全国一律に定められている。
- ・ 国民健康保険の被保険者が(エ)に達すると、その被保険者資格を喪失し、後期高齢者医療制度の被保険者となる。

- 1.(ア)3 (イ)介護 (ウ)一般 (エ)75歳
- 2.(ア)2 (イ)一般 (ウ)介護 (エ)75歳
- 3.(ア)3 (イ)一般 (ウ)介護 (エ)70歳
- 4.(ア)2 (イ)介護 (ウ)一般 (エ)70歳

【答え】

(ア)

任意継続被保険者

退職後の医療保険制度の一つです。退職して健康保険の資格を失った場合、健康保険の被保険者期間が2ヶ月以上、被保険者で資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすれば、引き続き**2年間**健康保険の被保険者になれます。(保険料は全額自己負担)。

(イ)

協会けんぽの保険料の一般保険料率は、**都道府県ごと**に異なります。

(ウ)

協会けんぽの保険料の介護保険料率は、**全国一律**です。

(エ)

後期高齢者制度

75歳以降は、健康保険や国民健康保険の被保険者資格を喪失し、後期高齢者制度の被保険者となります。

したがって正解は、2

問題 3

雇用保険法に基づく育児休業給付および介護休業給付に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 育児休業給付金は、一般被保険者の休業開始日前1年間に、みなし被保険者期間が通算して6ヵ月以上なければ支給されない。
2. 育児休業給付金の支給額は、1支給単位期間について、休業開始日から休業日数が通算して300日に達するまでの間は、原則として、休業開始時賃金日額に支給日数を乗じて得た額の67%相当額である。
3. 介護休業給付金は、同一の対象家族について介護休業を分割して取得する場合、休業開始日から休業日数が通算して93日に達するまでに5回を限度として支給される。
4. 一般被保険者の配偶者の父母は、介護休業給付金の支給対象となる家族に該当する。

【答え】

1. 不適切

育児給付金

育児休業給付金は、育児のため休業し賃金が支払われない場合、要件を満たすことで支給されます。

育児休業開始日前の2年間に賃金支払基礎日数が11日以上ある月が**12ヶ月以上**あることが支給要件です。

2. 不適切

雇用保険の育児休業給付金の1ヶ月の給付支給額	
育児休業開始から180日まで	「休業開始時賃金日額×支給日数の67%」
育児休業開始から181日以降	「休業開始時賃金日額×支給日数の 50% 」

3. 不適切

介護休業給付金は、条件を満たした場合、最大93日に達するまでに**3回**を限度として支給される。

4. 適切

介護休業給付金の対象となる家族は、一般被保険者の配偶者(内縁関係も含む)・父母・子・**配偶者の父母**・祖父母・兄弟姉妹・孫も対象です。

したがって正解は、4

問題 4

国民年金の保険料に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.国民年金の付加保険料は、将来の一定期間の保険料を前納することができ、前納する期間に応じて所定の額が控除される。
- 2.第1号被保険者で障害基礎年金または障害等級1級もしくは2級の障害厚生年金を受給している者は、原則として、所定の届出により、保険料の納付が免除される。
- 3.第1号被保険者が出産する場合、所定の届出により、出産予定月の前月から4ヵ月間(多胎妊娠の場合は出産予定月の3ヵ月前から6ヵ月間)、保険料の納付が免除される。
- 4.保険料免除期間に係る保険料を追納する場合、追納保険料は、追納する時期にかかわらず、免除された時点における保険料の額となる。

【答え】

1. 適切

付加保険料は、最大2年分の保険料を前納することが可能で、**前納することで一定額の割引を受けられます。**

2. 適切

国民年金第1号被保険者で次のいずれかに該当する方は、法定免除されます。

- ・**障害基礎年金、障害厚生(共済)年金の1級または2級を受給している方**
- ・生活保護法の生活扶助を受けている日本国籍の方
- ・国立および国立以外のハンセン病療養所などで療養している方

※障害厚生(共済)年金の1級または2級で法定免除に該当していた方が、障害等級3級になった場合は法定免除が継続します

※生活扶助を受けている外国籍の方は、法定免除に該当しません。

3. 適切

[国民年金保険料の産前産後期間の免除制度]

国民年金第1号被保険者が出産した際、予定日または出産日が属する月の前月から**4ヶ月間**の国民年金保険料が免除されます。

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から6ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

4. 不適切

国民年金の追納は、追納が承認された月の前10年以内であれば、保険料を遡って納めることができます。

免除などを受けた期間の翌年度から数えて**3年度目以降**に追納する場合は、当時の保険料額に**一定の加算額が上乗せ**されます。

したがって正解は、4

問題 5

公的年金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、本問においては、厚生年金保険法の「被扶養配偶者である期間についての特例」による標準報酬の改定を「3号分割」という。

- 1.遺族厚生年金の受給権者が、65歳到達日に老齢基礎年金の受給権を取得した場合、遺族厚生年金が支給される際には老齢基礎年金も併給される。
- 2.同一の事由により、障害厚生年金と労働者災害補償保険法に基づく障害補償年金が支給される場合、障害補償年金は所定の調整率により減額され、障害厚生年金は全額支給される。
- 3.離婚時における厚生年金保険の3号分割の対象となるのは、1986年4月以降の国民年金の第3号被保険者であった期間における、当該第3号被保険者の配偶者に係る厚生年金保険の保険料納付記録(標準報酬月額・標準賞与額)である。
- 4.老齢厚生年金や遺族厚生年金等の年金給付を受ける権利(基本権)は、原則として、その支給すべき事由が生じた日から5年を経過したときに時効により消滅する。

【答え】

1. 適切

[併給調整]

	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
老齢基礎年金	○	×	○(65 歳以上)
障害基礎年金	○(65 歳以上)	○	○(65 歳以上)
遺族基礎年金	×	×	○

65歳以上であれば老齢基礎年金と遺族基礎年金は併給可能です。

2. 適切

労災保険の障害厚生年金と障害補償年金の両方が支給される場合、障害厚生年金は全額支給されますが、障害補償年金は減額調整されます。

3. 不適切

3号分割制度は、離婚または事実婚関係を解消し、国民年金第3号被保険者であった方から請求により相手型の保険料納付記録を2分の1ずつ分割できる制度です。

2008年4月1日以後の国民年金第3号被保険者期間中の記録に限られます。

本問では、「1986年4月」と説明されているので不適切となります。

1986年4月は国民年金第3号被保険者制度が始まった年です。

4. 適切

国民年金の受給する権利は、原則、権利が発生してから5年を経過すると消滅します。

したがって正解は、3

問題 6

国民年金基金、小規模企業共済および中小企業退職金共済に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.国民年金基金には、国民年金の第1号被保険者だけでなく第3号被保険者も加入することができる。
- 2.国民年金基金には、国内に住所を有する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入被保険者も加入することができる。
- 3.小規模企業共済に加入した場合、支払った掛金額に2分の1を乗じた額が小規模企業共済等掛金控除として所得税の所得控除の対象となる。
- 4.中小企業退職金共済に新規で加入する事業主は、加入月から1年間、掛金月額2分の1相当額(従業員ごとに5,000円が上限)について国の助成を受けることができる。

【答え】

1. 不適切

[国民年金基金に加入できる方]

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の国民年金の第1号被保険者および60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金の任意加入されている方が加入できます。

国民年金の第2号被保険者・第3号被保険者は加入できません。

2. 適切

国民年金基金は国民年金の第1号被保険者以外にも、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で国民年金の任意加入されている方も加入可能です。

3. 不適切

小規模企業共済の掛金は、全額が小規模企業共済掛金控除として所得控除の対象です。

4. 不適切

中小企業退職金共済に新規で加入する事業主は、加入後4ヶ月から1年間に、掛金月額2分の1相当額(従業員ごとに5,000円が上限)について国の助成を受けることができます。

本問では、「加入月から」と説明されていますので、不適切となります。

したがって正解は、2

問題 7

個人年金保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.確定年金では、年金受取開始日前に被保険者(=年金受取人)が死亡した場合、死亡給付金受取人が契約時に定められた年金受取総額と同額の死亡給付金を受け取ることができる。
- 2.変額個人年金保険は、特別勘定による運用実績によって、将来受け取る年金額や死亡給付金額は変動するが、解約返戻金額は変動しない。
- 3.夫婦年金では、夫婦が共に生存している場合に年金を受け取ることができ、夫婦のいずれか一方が死亡した場合、その時点で契約が消滅して年金支払いは終了する。
- 4.終身年金では、他の契約条件が同一の場合、保険料は被保険者が女性の方が男性よりも高くなる。

【答え】

1. 不適切

確定年金は、被保険者が年金支払期間中に毎年の年金支払日に生存している時に支払われます。

年金受取期間中に被保険者が死亡した場合に、残りの期間に応じて年金または一時金が死亡保険金受取人に支払われます。

年金受取開始前に被保険者が死亡した場合、既払込保険料に応じた死亡保険金が支払われます。

本問では、「死亡給付金受取人が契約時に定められた年金受取総額と同額の死亡給付金を受け取ることができる。」と説明されているので不適切となります。

2. 不適切

変額個人年金は、払い込んだ保険料の運用実績により、将来受け取る年金額が変動(増減)します。

解約返戻金においても変動(増減)しますが、死亡給付金は払込保険料相当額が最低保証されています。

※特別勘定とは

保険会社が契約者から預かった保険料を運用する勘定の一つで、変額保険など契約者が支払った保険料の運用実績に応じて給付が変動するタイプの保険商品の資産を管理・運用する勘定です。

3. 不適切

夫婦年金は、戸籍上の夫と妻のいずれかが生きている限り年金を受け取り続けるタイプの個人年金保険です。夫婦のいずれか一方が亡くなっても、その時点で契約は消滅せずに残された配偶者へ年金支払いは継続します。

4. 適切

終身年金は、支払い開始時点から生存している限り、生涯支給される年金で、死亡した時点で年金支給は終了します。

年齢や年金額など契約内容が同じの場合、男性より女性の方が、平均余命が長く、保険会社は年金支払い総額が増える可能性が高いので、**終身年金の保険料は女性の方が高くなります。**

したがって正解は、4

問題 8

公的年金等に係る税金に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

- 1.老齢基礎年金および老齢厚生年金は、その年中に受け取る当該年金の収入金額から公的年金等控除額を控除した金額が一時所得として所得税の課税対象となる。
- 2.障害基礎年金および障害厚生年金は、所得税の非課税所得となる。
- 3.老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給者が死亡した場合において、その者に支給されるべき年金給付のうち、まだ支給されていなかったもの(未支給年金)は、当該年金を受け取った遺族の一時所得として所得税の課税対象となる。
- 4.国民年金の保険料および国民年金基金の掛金は、いずれも社会保険料控除として所得税の所得控除の対象となる。

【答え】

1. 不適切

老齢基礎年金および老齢厚生年金は、**雑所得として課税対象**となります。

2. 適切

障害基礎年金および障害厚生年金は、**非課税所得**です。

3. 適切

未支給年金は、年金給付の受給権者が死亡した場合、その者に支給されるはずだった年金を請求により一定範囲の遺族に支給され、**一時所得として課税対象**です。

遺族が、当該未支給の年金を自己の固有の権利として請求するものですので、相続税の課税対象ではありません。

4. 適切

本問の通り、国民年金保険料と国民年金基金の掛金は、いずれも全額が**社会保険料控除の対象**です。

したがって正解は、1

問題 9

住宅金融支援機構と金融機関が提携した住宅ローンであるフラット35(買取型)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.フラット35の融資額は、住宅の建設費または購入価額以内で、最高1億円である。
- 2.フラット35の返済方法は、元利均等返済に指定されている。
- 3.店舗付き住宅などの併用住宅を建築する場合、住宅部分・非住宅部分の床面積の割合に関係なく、フラット35を利用することができる。
- 4.住宅金融支援機構は、融資を実行する金融機関から住宅ローン債権を買い取り、対象となる住宅の第1順位の抵当権者となる。

【答え】

1. 不適切

フラット35の「買取型」は、100万円以上8,000万円以下です。

2. 適切

フラット35の返済方法は、元利均等返済と元金均等返済の2つから選択できます。

- ・元利均等返済

毎月の返済額が一定の返済方法

- ・元金均等返済

毎月の返済額のうち、元金の額が一定の返済方法

3. 適切

店舗付き住宅などの併用住宅を建築する場合、併用住宅の床面積は、併用住宅の住宅部分の床面積は全体の2分の1以上であれば利用することができます。

4. 適切

フラット35の「買取型」は、住宅金融支援機構が、住宅ローンを利用する人が融資金を受け取った後、金融機関からその人の住宅ローンを買取り、買い取った住宅ローンを担保とする債券を発行し、市場(投資家)から資金を調達する仕組みです

融資対象となる住宅およびその敷地に住宅金融支援機構を抵当権者とする第1順位の抵当権を設定することで、住宅ローンの利用者がローンの返済できなくなった場合、担保としていた住宅を売却し投資家に分配することができます。

したがって正解は、4

問題 10

中小企業の資金調達の各種方法と一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 私募債は、少数の特定の投資家が直接引き受ける社債であり、企業が資本市場から直接資金を調達（直接金融）する手段の1つである。

2. 信用保証協会保証付融資(マル保融資)は、中小企業者が金融機関から融資を受ける際に信用保証協会が保証するものであり、利用するためには、業種に応じて定められた資本金の額(出資の総額)または常時使用する従業員数の要件を満たす必要がある。

3. ABL(動産・債権担保融資)は、企業が保有する売掛債権や在庫・機械設備等の動産あるいは知的財産等を担保に資金を調達する方法であり、不動産担保や個人保証に過度に依存することなく資金を調達できるというメリットがある。

4. インパクトローンは、米ドル等の外貨によって資金を調達する方法であり、その資金使途は、海外事業の展開・再編に係るものに限定されている。

【答え】

1. 適切

公募債は、証券会社を通じて広く不特定多数の投資家を対象に発行しますが、私募債は、少数の投資家に直接引渡をする社債のことです。私募債は有価証券であり、銀行借入による資金調達(間接金融)とは異なり、**資本市場から直接資金(直接金融)を調達**します。

2. 適切

マル保融資とは信用保証協会による保証がついた融資です。信用保証協会は、中小企業が円滑に金融を支援する公的機関で、信用力が弱い中小企業に協会が保証することで借入を行いやすくしています。**利用するにあたり、資本金や、常時使用する従業員数などの要件を満たす必要があります。**

3. 適切

ABL(Asset Based Lending・アセットベースレンディング)は、流動資産(集合動産・在庫・売掛債権等)を担保することで、不動産を所有していない企業でも、事業規模に応じて融資を受けることが可能となります。

4. 不適切

インパクトローンとは、**資金使途を制限されていない**居住者による外貨の借入のことをいいます。これに対し、ダイドローンは、資金使途制限されている外貨の借入となります。

したがって正解は、4

問題 11

生命保険の保険料等の一般的な仕組みに関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 保険料は、大数の法則および収支相等の原則に基づき、予定死亡率、予定利率および予定事業費率の3つの予定基礎率を用いて算定される。
2. 保険料は、将来の保険金・給付金等の支払い財源となる純保険料と、保険会社が保険契約を維持・管理していくために必要な経費等の財源となる付加保険料で構成される。
3. 所定の利率による運用収益をあらかじめ見込んで保険料を割り引く際に使用する予定利率を低く設定した場合、新規契約の保険料は高くなる。
4. 保険会社が実際に要した事業費が、保険料を算定する際に見込んでいた事業費よりも多かった場合、費差益が生じる。

【答え】

1. 適切

保険料は大量の法則及び収支相等の原則に基づき、予定死亡率・予定利率・予定事業比率の3つの予定基礎率をもとに算定されます。

[保険料算出に用いる予定基礎率]

●予定死亡率

→過去の統計に基づく男女別や年齢別の死亡率で算出された統計
予定死亡率が**高い**ほど、保険料は**高くなる**。

●予定利率

→保険会社が資産運用するときの想定している利回り。
予定利率が**高い**ほど、保険料が**安くなる**。

●予定事業費率

→保険会社が事業を維持、運営を行う上で必要な経費。
予定事業費率が**高い**ほど、保険料は**高くなる**。

2. 適切

保険料は純保険料と付加保険料で構成されます。

[保険料の構成]

保険料は純保険料、付加保険料で構成されている

純保険料	付加保険料
事故などの補償として保険会社が支払う保険金に充てられる部分(予定死亡率 、 予定利率 をもとに計算される)	保険会社が事業の運営のため、経費などに充てられる部分(予定事業費率 を元に計算)

3. 適切

● 予定利率

→保険会社が資産運用するときの想定している利回りでのことで、予定利率が低いほど、保険料が高くなります。

4. 不適切

● 予定事業費率

→保険会社が事業を維持、運営を行う上で必要な経費。
予定事業費率が低いほど、保険料は低くなります。

費差益は、予定事業比率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が少なくてすんだ場合に発生する利益です。

[本問の場合]

予定事業比率によって見込まれた事業費よりも、実際の事業費が多くなった場合には費差損が生じます。

したがって正解は、4

問題 12

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 変額保険(終身型)の死亡保険金は、運用実績に応じて増減するが、契約時に定めた保険金額(基本保険金額)は保証される。
2. 収入保障保険の死亡保険金を一時金で受け取る場合の受取額は、年金形式で受け取る場合の受取総額よりも少なくなる。
3. 生存給付金付定期保険では、被保険者が死亡した場合、保険契約上の死亡保険金額からすでに支払われた生存給付金の額を差し引いた金額が死亡保険金として支払われる。
4. 定期保険特約付終身保険(更新型)の定期保険特約を同額の保険金額で更新する場合、更新に当たって被保険者の健康状態についての告知や医師の診査は必要ない。

【答え】

1. 適切

変額保険は、資産を株式や債券を中心に運用し、運用実績によって保険金や解約返戻金が増減します。

終身型と有期型ともに死亡保険金は基本保険金額の最低保証があります。

2. 適切

収入保障保険は、被保険者が一定期間内に死亡または所定の高度障害状態になったときに保険金を一定額ずつ受け取れる保険です。

一時金として受け取る場合、年金形式で受け取る場合と比べて受け取り総額は少なくなります。

3. 不適切

生存給付金付定期保険は、保険期間中に死亡した場合や高度障害になった場合に、保険金を受け取れる生命保険を定期保険に付加して、一定期間経過するごとに生存していれば生存給付金が受け取れます。

生存給付金を受け取っている場合でも保険金額から差し引かれることはありません。

4. 適切

定期保険特約付終身保険は、定期保険と終身保険がセットになったものです。原則終身保険が主契約で、定期保険がオプションの特約加入となります。

・全期型: 保険料の払込期間中は、定期保険の特約部分が続くタイプです。

・更新型: 主契約の終身保険は一生涯続きますが、定期保険部分は10年など区切って更新していく契約となります。

更新する際に、被保険者の健康状態は関係なく、告知や医師の診察は必要ありません。

したがって正解は、3

問題 13

生命保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、記載のない特約については考慮しないものとする。

1. 養老保険では、被保険者が高度障害保険金を受け取った場合、保険契約は消滅する。
2. 積立利率変動型終身保険では、契約後に積立利率が高くなった場合、契約時に定めた保険金額(基本保険金額)を上回る保険金額を受け取れることがある。
3. 外貨建て個人年金保険では、年金を円貨で受け取る場合、外貨と円貨の為替レートの変動により、年金受取総額が払込保険料相当額を下回ることがある。
4. 外貨建て終身保険では、円換算支払特約を付加することで、当該保険契約の締結後から保険金を受け取るまでの為替リスクを回避することができる。

【答え】

1. 適切

養老保険とは、被保険者が保険期間中に死亡した場合、保険金受取人に死亡保険金が支払われ、満期まで生存していた場合、満期保険金受取人に満期保険金が支払われる生命保険です。

被保険者が死亡・高度障害となった場合は、保険金が支払われ保険契約は終了します。

2. 適切

積立利率変動型終身保険は、保険料払込期間中は、積立金を蓄積し、保険料払込期間満了後はその時の積立金をもとに、一定の金額までの範囲で、終身の死亡・高度障害保障を確保することができる生命保険です。

契約後の積立利率が契約時よりも高くなった場合、受け取れる保険金額も増加します。

また、契約時の最低保証として保険金額が設定されています。

3. 適切

外貨建て個人年金保険は、積立金を外貨で運用する個人年金保険です。

為替変動の影響を受け、契約時より円高になると為替差損が発生し、年金受取総額が払込保険料相当額を下回るリスクがあります。

4. 不適切

円換算支払特約は、運用は外貨建てで行いますが、保険料の支払いや保険金受け取りを円貨で受け取ることができます。

本問の説明では、「為替リスクを回避できる」とありますが、運用は外貨建てで行うため、為替リスクを回避することはできません。

したがって正解は、4

問題 14

団体生命保険等の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.団体定期保険(Bグループ保険)は、従業員等が任意に加入する1年更新の保険であり、毎年、保険金額を所定の範囲内で見直すことができる。
- 2.総合福祉団体定期保険では、ヒューマン・ヴァリュー特約を付加した場合、当該特約の死亡保険金受取人は被保険者の遺族となる。
- 3.住宅ローンの利用に伴い加入する団体信用生命保険では、被保険者が住宅ローン利用者(債務者)、死亡保険金受取人が住宅ローン利用者の遺族となる。
- 4.勤労者財産形成貯蓄積立保険(一般財形)には、払込保険料の累計額385万円までにかかる利子差益が非課税となる税制上の優遇措置がある。

【答え】

1. 適切

団体定期保険(Bグループ保険)は、役員・従業員などの遺族保障のため、団体(企業)が契約者となり、役員・従業員などが任意で加入し保険料を負担する定期保険です。**1年更新で、毎年保険金額を見直すことができます。**

役員・従業員などが死亡または所定の高度障害状態となった場合、死亡保険金または、高度障害保険金が支払われます。

従業員が独自で加入するよりも保険料が割安となり、企業は安い生命保険を提供できるので、福利厚生の一環と言えます。

※Aグループ保険は、全員加入の総合福祉団体保険のことです。

2. 不適切

総合福祉団体保険は、従業員に万が一のことがあった場合に法人が遺族に支払う弔慰金や死亡退職金を準備するための保険で、法人が全従業員を対象に加入する生命保険です。

ヒューマン・ヴァリュート約は、従業員が死亡・高度障害となった場合、代替雇用者の採用や育成費などの会社が負担すべき諸費用を確保することができる特約ですので、死亡保険金受取人は、**企業**となります。

3. 不適切

団体信用生命保険は、債権者(お金を貸す側)である**銀行等を契約者および保険金受取人**とし、銀行から融資を受けている**債務者(住宅ローン利用者)**を被保険者とする保険契約です。

債務者(住宅ローン利用者)が、住宅ローン返済中に万が一のことがあった場合、保険金により残りの住宅ローンが弁済(住宅ローン残高がゼロになる)されます。

本問では、死亡保険金受取人は、「住宅ローン利用者の遺族」とありますが、**死亡保険金受取人は、銀行等の金融機関**となります。

4. 不適切

財形制度とは、勤労財形促進法に基づき、勤労者が財産形成を目的として貯蓄を行い、事業主および国が援助する制度です。

[3つの種類]

- ・財形年金積立保険（財形年金貯蓄）
- ・財形住宅貯蓄積立保険（財形住宅貯蓄）
- ・勤労者財産形成貯蓄積立保険（一般財形貯蓄）

[税制優遇]

●財形年金貯蓄

- ・保険型:385万円まで非課税(財形住宅と合算の場合、550万円まで非課税)
- ・貯蓄型:550万円まで非課税

●財形住宅貯蓄

- ・550万円まで非課税(財形年金と合算の場合、550万円まで非課税)

●一般財形貯蓄

- ・非課税対象ではありません。

本問の説明は、財形年金貯蓄の説明となり、一般財形貯蓄に税制優遇はありません。

したがって正解は、1

問題 15

2012年1月1日以後に締結した生命保険契約の保険料に係る生命保険料控除に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 終身保険の月払保険料について、保険料の支払いがなかったため自動振替貸付により保険料の払込みに充当された金額は、生命保険料控除の対象となる。
2. 一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除および介護医療保険料控除の控除限度額は、所得税では各3万円である。
3. 勤労者財産形成貯蓄積立保険(一般財形)の保険料は、一般の生命保険料控除の対象となる。
4. 特定(三大)疾病保障定期保険の保険料は、介護医療保険料控除の対象となる。

【答え】

1. 適切

自動振替貸付とは、終身保険や養老保険など解約返戻金のある保険において、保険料が滞り払込猶予期間が過ぎた契約に対して、契約を失効してしまうのを防ぐため、解約返戻金の範囲内で保険料を**保険会社が自動的に立て替えること**で、契約を有効に継続させる制度です。

自動振替貸付により、貸付を受けて保険料に充当された金額も、解約返戻金をもとに支払いをしているので、**生命保険料控除の対象**となります。

2. 不適切

【新生命保険料に係る控除額】

年間の支払保険料等の合計額	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,001円から40,000円まで	支払保険料等×1/2+10,000円
40,001円から80,000円まで	支払保険料等×1/4+20,000円
80,001円以上	一律40,000円

(国税庁)

2012年1月1日以降、生命保険料にかかる控除額は、**所得税4万円**、住民税2.8万円となっています。

3. 不適切

財形貯蓄の保険料は、種類に関わらず(一般財形貯蓄・財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄ともに)**生命保険料控除の対象とはなりません**。

4. 不適切

特定疾病保障保険は、がん・急性心筋梗塞・脳卒中になった場合、生前に死亡保険金と同額の特定疾病保険金が受け取れます。

特定疾病保険金を受け取った時点で契約は消滅します。

特定疾病保険金を受け取ることなく死亡した場合は、死亡保険金が支払われます。ただし、満期保険金はありません。

[控除の対象]

●一般の生命保険料控除の対象

生存または死亡に起因して一定額の保険金、その他給付金を支払うことを約する部分にかかる保険料

●介護医療保険料の対象

入院・通院等にもなう給付部分にかかる保険料

●個人年金保険料控除の対象

個人年金保険料税額適格特約の付加された個人年金契約等にかかる保険料

よって、特定(三大)疾病保障定期保険の保険料は、生存または死亡に起因することにかかる保険料ですので、**一般の生命保険料控除の対象**となります。

したがって正解は、1

問題 16

契約者(=保険料負担者)を法人とする生命保険の保険料の経理処理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、いずれの保険契約も保険料は年払いかつ全期払いで、2022年4月に締結したものとする。

- 1.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
- 2.被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、その全額を資産に計上する。
- 3.被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人で、最高解約返戻率が75%である定期保険(保険期間:40年、年払保険料:100万円)の支払保険料は、保険期間の前半4割相当期間においては、その60%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。
- 4.被保険者が役員、保険金受取人が法人である解約返戻金のない終身払いのがん保険(保険期間:終身、年払保険料:80万円)の支払保険料は、保険期間満了年齢を116歳とした保険期間の前半5割相当期間においては、その50%相当額を資産に計上し、残額を損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 適切

法人の生命保険の経理処理において、
貯蓄性のあるものは資産計上し、貯蓄性のないものは損金算入します。

被保険者が役員、死亡保険金受取人が法人である終身保険の支払保険料は、役員が死亡した場合、法人が死亡保険金を受け取ります。
また中途解約した場合も、法人が解約返戻金を受け取れるので、貯蓄性があり、支払った保険料は全額を資産計上します。

2. 適切

被保険者が役員・従業員全員、死亡保険金受取人および満期保険金受取人が法人である養老保険の支払保険料は、最終的に法人が受け取ることになるので、貯蓄性がある保険とされ全額を資産計上します。

保険金受取人		保険料の税務
死亡保険金	満期保険金	
法人	法人	全額資産計上
従業員・役員の遺族	法人	1/2資産計上 1/2損金計上

3. 適切

法人が契約者とし、役員または使用者を被保険者とする保険期間が3年以上の定期保険または第三分野保険の場合、最高解約返戻率をもとに資産計上割合や損金計上割合が変化します。

●定期保険の最高解約返戻率が70%超85%以下である場合

[資産計上期間]

保険期間の開始日から当該保険期間の100分の40(前半4割)相当期間を経過するまで。

[資産計上額と損金算入額]

当期分支払保険料の額に100分の60(60%)を乗じて計算した金額を資産計上し、残額を損金算入します。

4. 不適切

終身払い(全期払い)の解約返戻金のない保険契約の保険料は貯蓄性がないため、全額を損金算入します。

したがって正解は、4

問題 17

住宅用建物および家財を保険の対象とする火災保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

- 1.火災保険の保険料は、対象となる住宅用建物の構造により、M構造、T構造、H構造の3つに区分されて算定される。
- 2.保険金額が2,000万円(保険価額と同額)の火災保険に加入した後、火災により住宅用建物が損害を被り、損害保険金1,000万円が支払われた場合、保険契約は継続するが、保険期間満了日までの保険金額が1,000万円に減額される。
- 3.火災保険では、隣家の火災の消火活動により住宅用建物に収容されている家財が損壊した場合、補償の対象となる。
- 4.火災保険では、雪災により住宅用建物の屋根が損壊して100万円の損害が発生した場合、補償の対象となる。

【答え】

1. 適切

住宅用建物の火災保険の保険料は、建築の構造により燃えにくさ等に差があるため、火災保険の保険料が異なります。

構造級別にM構造(マンション構造)・T構造(耐火構造)・H構造(その他の構造)の3つの構造級に応じて算定されます。

2. 不適切

火災により建物が全焼などにより滅失してしまい、その結果、保険金として保険金額の全部が支払われた場合には、その損害の発生したときに契約が終了します。

ただし、一回の事故による保険金支払額が保険金額に満たない場合(または保険金額の80%相当額以下の場合)には、保険金が支払われた後も保険金額から保険金相当額を減額せずに、2回目以降の事故の際も保険金額は変わらないものとして取り扱うため、火災保険契約は継続します。

[本問の場合]

保険金額2,000万円に対し1,000万円の保険金が支払われた場合ですので、保険金額の50%相当額となり、上記で説明した80%相当以下となるため、保険金が支払われた後も保険金額から保険金相当額を減額せずに、保険契約は継続します。

3. 適切

火災保険は、隣家の失火が原因となる火災においても損失が補償されます。

また、失火責任法により、故意や重大な過失があったときを除いて、失火者が隣家を全焼させても、隣家に対して損害賠償責任が生じません。

4. 適切

[火災保険の補償対象]

火災による建物、家財の損害、火災、爆発、落雷、水災(洪水)、風災(突風・竜巻)、ひょう災、雪災などのほか、消防活動による水漏れなど、不測かつ突発的な事故による損害についても補償対象です。

したがって正解は、2

問題 18

傷害保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 家族傷害保険では、保険期間中に記名被保険者に子が生まれた場合、その子を被保険者に加えるためには追加保険料を支払う必要がある。
2. 普通傷害保険では、被保険者が就業中の事故によりケガをした場合、補償の対象となる。
3. 国内旅行傷害保険では、被保険者が旅行中の飲食により細菌性食中毒を発症した場合、補償の対象となる。
4. 海外旅行傷害保険では、被保険者が旅行先の火山の噴火により発生した津波でケガをした場合、補償の対象となる。

【答え】

1. 不適切

家族傷害保険は、被保険者の範囲を家族全員とし、補償内容は普通傷害保険と同じです。

[家族の範囲]

本人・配偶者・生計を一にする同居家族・生計を一にする別居の未婚の子・**保険期間中に被保険者に子供が産まれた場合、同一生計であれば特に手続きなく、自動的に補償対象**となります。

2. 適切

普通傷害保険は、国内外を問わず、日常での急激、偶然、外来の事故による損害を補償されます。

本問の「被保険者が就業中の事故によりケガをした場合」も補償の対象となります。

3. 適切

国内旅行傷害保険は、国内旅行中に被った損害について補償されます。

細菌性食中毒やウイルス性食中毒も補償対象です。

ただし、地震・噴火またはそれらに起因する津波のケガは**対象外**です。

4. 適切

海外旅行傷害保険は、自宅から出国して、海外旅行中および帰国から自宅までの間に被った損害について補償されます。国内移動中に発生した事故による損害も、補償の対象となります。

※細菌性食中毒、地震、噴火、地震、**噴火による津波による傷害も補償の対象**となります。

したがって正解は、1

問題 19

第三分野の保険の一般的な商品性に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.就業不能保険では、入院や在宅療養が一定日数以上継続して所定の就業不能状態に該当した場合に、所定の保険金・給付金が支払われる。
- 2.先進医療特約で先進医療給付金の支払い対象とされている先進医療は、契約時点において厚生労働大臣によって定められたものである。
- 3.限定告知型の医療保険は、他の契約条件が同一で、限定告知型ではない一般の医療保険と比較した場合、保険料は割安となる。
- 4.がん保険では、被保険者ががんで入院したことにより受け取る入院給付金について、1回の入院での支払日数は90日が限度となる。

【答え】

1. 適切

就業不能保険は、病気やケガで一定日数以上継続して働けなくなったときに収入を保障するための保険ですので、本問の場合も対象です。

2. 不適切

厚生労働大臣が定める高度で最先端の医療技術を用いた療養に対して給付金が支払われる特約で、**加入後に新しく認められた**先進医療も支払いの対象です。

本問では「契約時点において」と説明されているので不適切となります。

3. 不適切

限定告知型医療保険は、健康状態の告知や医師の診査を必要とする通常の医療保険と比べて、**所定の告知項目が少ないため**、通常の医療保険よりも保険料は**割高**となります。

4. 不適切

がん保険の入院給付金は、**入院初日から日数無制限で支払われます。**

したがって正解は、1

問題 20

損害保険を活用した家庭のリスク管理に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、契約者(=保険料負担者)は会社員の個人であるものとする。

- 1.自動車の運転中に誤って単独事故を起こして車両が破損するリスクに備えて、自動車保険の一般条件の車両保険を契約した。
- 2.海岸近くに自宅を新築したので、地震による津波で自宅が損壊するリスクに備えて、火災保険に地震保険を付帯して契約した。
- 3.同居の子が原動機付自転車で通学中に、他人に接触してケガをさせて法律上の損害賠償責任を負うリスクに備えて、火災保険加入時に個人賠償責任補償特約を付帯した。
- 4.所定の病気やケガにより会社の業務にまったく従事することができなくなるリスクに備えて、所得補償保険を契約した。

【答え】

1. 適切

車両保険は、被保険自動車につき、衝突、接触、火災、爆発、盗難、台風、洪水等の偶然な事故によって生じた損害に対して保険金が支払われます。

単独事故による車両破損に備えるために車両保険を契約することは適切です。

2. 適切

地震保険は、地震、**地震による津波**、噴火などによる居住用建物、家財などの火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するものです。
地震保険単独では加入できず、**火災保険とセットで加入契約します**

3. 不適切

個人賠償責任保険は、自身の過失から他人にケガをさせてしまった場合や他人のものを壊してしまったなど、損害賠償責任が生じる場合に備える保険です。

自転車の場合は個人賠償責任保険の補償対象となりますが、**原動付自転車や自動二輪は自動車に含まれるため、補償の対象外**となります。

そのため、原動機付自転車(原付バイク)による事故の補償を受けるには、**自賠責保険や任意保険が適切**となります。

※自賠責保険は、原動付自転車(原付バイク)含め全ての自動車に加入義務があります。

4. 適切

所得保障保険は、就業不能保険と同じく、病気やケガで一定日数以上継続して働けなくなったときに収入を保障するための保険ですので、本問の場合も対象です。

※収入保障保険は、被保険者が死亡・高度障害状態になった場合、その家族に対して保険金が支払われ生活を保障する保険です。

したがって正解は、3

問題 21

為替相場や金利の変動要因に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.日本の貿易黒字の拡大は、一般に、円安要因となる。
- 2.日本の物価が米国と比較して相対的に上昇することは、一般に、円安要因となる。
- 3.米国が政策金利を引き上げることにより、日本と米国との金利差が拡大することは、一般に、円安要因となる。
- 4.日本銀行の金融市場調節の主な手段の1つである公開市場操作において、日本銀行が国債の買入れを行うことで市中に出回る資金量が増加することは、一般に、市中金利の低下要因となる。

【答え】

1. 不適切

貿易収支は、モノの輸出と輸入のバランスを表します。
輸出額が輸入額を上回る状態を貿易黒字、
輸入額が輸出額を上回る状態を貿易赤字と言います。

一般的に、輸出額が輸入額を上回り貿易黒字が増えると、外貨を円貨に交換する需要が増え、円高の要因になります。

2. 適切

インフレは、モノの値段が上がり続けることで、相対的にお金の価値が下がります。
デフレは、モノの値段が下がり続けることで、相対的にお金の価値が上がります。

つまり、日本国内の物価が上昇すると、円貨の価値が下がることになります。
米国と比較して円貨の価値が下がることは、円安米ドル高の要因となります。

3. 適切

政策金利の引き上げ(利上げ)は、景気の加熱や物価の上昇(インフレ)の加速への懸念が強まる際に、それを抑制することを目的に実施されます。
金融機関の市場金利が上昇するため、企業の設備投資などを控えるようになり、個人は貯蓄に回すなど消費を抑制するようになります。
その結果、景気全体の加熱を抑える効果が期待できます。

米国が政策金利の引き上げることにより、日本との金利差が拡大すると、市場は円を売って、高金利が見込まれる米ドルを買う需要が高まります。
よって、円安米ドル高の要因になります。

4. 適切

公開市場操作とは、日本銀行が金融市場で債券や手形などを売買を行い、市中に流通する通貨量を調整することです。

公開市場操作には、買いオペレーションと売りオペレーションがあります。

買いオペレーションとは、日本銀行が市場から債券や手形を買うことを言い、市場の資金量を増加(供給)させ、消費者や企業などは、お金を借りやすくなり、金利を引き下げる効果があります。

売りオペレーションとは、日本銀行が市場で債券や手形を売ることを行います。市場の資金量を減少(吸収)させ、消費者や企業などは、お金を借りにくくなり、金利を引き上げる効果があります。

本問は買いオペレーションの説明となり、適切です。

したがって正解は、1

問題 22 一般的な投資信託の分類方法に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.組入れ資産のほとんどを債券が占め、株式をまったく組み入れていない証券投資信託であっても、約款上、株式に投資することができれば、株式投資信託に分類される。

2.契約型投資信託は、委託者指図型と委託者非指図型に大別され、委託者指図型投資信託は、投資信託委託会社(委託者)と信託銀行等(受託者)との信託契約により、委託者の運用指図に基づいて運用される投資信託である。

3.単位型投資信託は、投資信託が運用されている期間中いつでも購入できる投資信託であり、追加型投資信託は、当初募集期間にのみ購入できる投資信託である。

4.パッシブ型投資信託は、対象となるベンチマークに連動する運用成果を目指して運用される投資信託である。

【答え】

1. 適切

証券投資信託は、公社債投資信託と株式投資信託に分かれます。

- ・公社債投資信託

国債、地方債・社債などの債券や短期金融商品のみで運用し、株式を一歳組み入れないことを信託約款上で明示している投資信託です。

- ・株式投資信託

「運用対象に株式を組み入れることができる」投資信託です。

株式が組み入れられていなくても、約款で株式を投資対象としていれば株式投資信託に分類されます。

2. 適切

投資信託は、設立形態の違いにより、会社型と契約型の2種類があります。

- ・会社型投資信託

特定資産への投資を目的とする会社を設立し、投資証券を投資家が取得する形態の投資信託のことです。

- ・契約型投資信託

信託銀行などの受託者と、投資信託などの委託者が信託契約を結ぶことによって組成され、運用する投資信託のこと。

運用が委託者の指示に基づいて行われるのかで、「委託者指図型」と「委託者非指図型」に分類されます。

[委託者指図型]

委託会社が信託銀行等と信託契約を結び、委託者が運用指示を出し運用される。

[委託者非指図型]

委託会社を介さず投資家が委託者となり、投資家は運用指示を行わず、受託者である信託銀行等が自ら運用・管理を行う。

3. 不適切

投資信託は、単位型(ユニット型)と追加型(オープン)に分けられます。

- **単位型**

新規募集の最初の決められた期間しか購入できない。

- **追加型**

いつでも購入できる

本問の説明は、単位型と追加型の説明が逆になります。

4. 適切

- **パッシブ運用**

マーケット全体(ベンチマーク)に連動することを目指す運用方法。

- **インデックス運用**

特定の指数(ベンチマーク)に連動することを目指す運用方法

- **アクティブ運用**

日経平均などの市場の平均利回りなどベンチマークを上回る運用成績を目指す運用方法。

※ベンチマークとは、

その投資信託を運用する際に、運用の指標としている基準ことで、投資信託ごとに異なります。

したがって正解は、3

問題 23 固定利付債券の利回り(単利・年率)と価格との関係に関する次の記述の空欄(ア)、(イ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、手数料、経過利子、税金等については 考慮しないものとし、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入するものとする。

表面利率が1.00%で、償還までの残存期間が5年の固定利付債券を、額面100円当たり102円で購入した投資家が、2年後に、額面100円当たり101円で売却した。この場合の所有期間利回りは（ ア ）であり、償還期限まで5年間保有した場合の最終利回りよりも（ イ ）。

- 1.(ア)0.49% (イ)高い
- 2.(ア)0.49% (イ)低い
- 3.(ア)0.59% (イ)高い
- 4.(ア)0.59% (イ)低い

【答え】

ア.

[所有期間利回り]

新規発行された債券またはすでに発行されている債券を購入し、償還期限の前に途中で売却した場合利回り

●所有期間利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

[本問の場合]

所有期間=残存期間 5 年-2 年後に売却=所有期間 3 年

$$\{1 + (101 - 102) \div 2\} \div 102 \times 100 = 0.4901\ldots$$

→0.49%(小数点以下第 3 位以下四捨五入)

イ.

[最終利回り]

すでに発行されている債券を購入し、償還期限まで保有した場合の利回り

●最終利回りの計算式

$$\frac{\text{表面利率} + \frac{\text{額面(100円)} - \text{購入価格}}{\text{残存年数}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\{1 + (100 - 102) \div 5\} \div 102 \times 100 = 0.5882\ldots$$

→0.59%(小数点以下第3位以下四捨五入)

所有期間利回り:0.49%

最終利回り:0.59%

所有期間利回りは、最終利回りよりも低いです。

したがって正解は、2

問題 24 債券のイールドカーブ(利回り曲線)の一般的な特徴等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.イールドカーブは、縦軸を債券の利回り、横軸を債券の残存期間として、利回りと投資期間の関係を表した曲線である。
- 2.イールドカーブは、好況時に中央銀行が金融引締めを行うとスティープ化し、不況時に中央銀行が金融緩和を行うとフラット化する傾向がある。
- 3.イールドカーブは、将来の景気拡大が予想されるとスティープ化し、将来の景気後退が予想されるとフラット化する傾向がある。
- 4.イールドカーブの形状は、通常、右上がりの順イールドであるが、急激な金融引締め時に右下がりの逆イールドとなる傾向がある。

【答え】

イールドカーブとは、利回り曲線と呼ばれ、債券の利回り(金利)と償還期間をグラフで表示したもので、横軸に残存期間、縦軸に利回りをとり、残存期間が異なる複数の債券の残存期間と利回りの関係を表した曲線となります。

右上がりの曲線を順イールド・右下がりの曲線を逆イールドといいます。イールドカーブを見ることで、残存期間に応じた利回り分析が可能となり、債券市場における金利構造を知ることができます。

1. 適切

イールドカーブは、縦軸に利回り、横軸に残存期間となる曲線です。

2. 不適切

スティープ化とは、短期金利と長期金利の差が大きくなっていることを言います。逆にイールドカーブが緩やかになることをフラット化と言います。

金融引締めによりフラット化し、金融緩和によりスティープ化します。
本問の説明は逆となります。

3. 適切

将来の景気拡大が予想されると、長期金利が上昇し、短期金利との利回りの差が拡大しスティープ化します。

将来の景気後退が予想されると、長期金利が低下し、短期金利との利回り差が小さくなりフラット化します。

4. 適切

金融引締めとは、中央銀行が物価の安定や景気の過熱を抑えるための金融政策です。公開市場操作(オペレーション)や預金準備率操作などの手段を行い、短期金融市場の資金量を減少させ金利上昇を促し、企業が借入を控えるようになり景気の過熱を抑えます。

金融引締めにより、短期金利の上昇することで、長期金利より短期金利の利回りが高くなり、逆イールドとなる傾向にあります。

したがって正解は、2

問題 25 株式の信用取引の一般的な仕組みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.金融商品取引法では、株式の信用取引を行う際の委託保証金の額は20万円以上で、かつ、当該取引に係る株式の時価に100分の20を乗じた金額以上でなければならないとされている。
- 2.信用取引では、売買が成立した後に相場が変動し、その日の終値を基に計算される委託保証金率が、証券会社が定める最低委託保証金維持率を下回った場合、追加保証金を差し入れるなどの方法により、委託保証金の不足を解消しなくてはならない。
- 3.信用取引では、現物株式を所有していなければ、その株式の「売り」から取引を開始することができない。
- 4.一般信用取引の建株を制度信用取引の建株に変更することはできるが、制度信用取引の建株を一般 信用取引の建株に変更することはできない。

【答え】

1. 不適切

金融商品取引法では、株式の信用取引を行う際の委託保証金額は30万円以上でかつ、当該取引に係る株式の時価に100分の30を乗じた金額以上でなければならないとされています。

2. 適切

信用取引とは、顧客が委託保証金を証券会社に担保として預託し、資金または証券を借りて売買を行う取引です。

委託保証金とは、信用取引や発行日決済取引を行う際に証券会社に担保として差し入れる担保のことです。

信用取引で購入した株式が下落し、最低委託保証金維持率割れとなった場合、追加保証金(追証)が必要となります。

3. 不適切

通常の取引では、株式を買い、値上がったところで売ることによって利益が出ますが、信用取引では、現物株式を所有していなくても、証券会社から株を借り、その株を売り、値下がったところで買い戻す(決済する)ことで利益を出すことができます。

4. 不適切

建株とは、取引所に上場しており、売買できる株式のことです。

一般信用取引の建株を制度信用取引の建株に変更することはできません。

また、制度信用取引の建株を一般信用取引の建株に変更することもできません。

したがって正解は、2

問題 26 上場会社であるA株式会社(以下「A社」という)に係る株式投資の指標に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

〈A社のデータ〉

株価:2,500円

発行済株式数:600万株

配当金総額(年):4億5,000万円

当期純利益(年):12億円

自己資本(=純資産):300億円

※上記以外の数値は考慮しないものとする。

- 1.A社株式のPERは、12.5倍である。
- 2.A社株式のPBRは、2.0倍である。
- 3.A社株式の配当利回りは、3.0%である。
- 4.A社のROEは、4.0%である。

〈A社のデータ〉

株価:2,500円

発行済株式数:600万株

配当金総額(年):4億5,000万円

当期純利益(年):12億円

自己資本(=純資産):300億円

1.PER(株価収益率)

PER=株価÷1株あたりの純利益(当期純利益÷発行済株式総数)

A社のPER=2,500円÷(12億円÷600万株)=12.5倍

2.PBR(株価純資産倍率)

PBR=株価÷1株あたりの純資産(自己資本÷発行済株式総数)

A社のPBR=2,500円÷(300億円÷600万株)=0.5倍

3.配当利回り

配当利回り=1株あたり年間配当金(年間配当金÷発行済株式総数)÷株価×100

A社の配当利回り=(4億5,000万円÷600万株)÷2,500円×100=3.0%

4.ROE(自己資本利益率)

ROE=当期純利益÷自己資本×100

A社のROE=12億円÷300億円×100=4.0%

したがって正解は、2

問題 27 先物取引やオプション取引に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.現在保有している現物資産が将来値下がりすることに備えるため、先物を売り建てた。
- 2.将来保有しようとする現物資産が将来値上がりすることに備えるため、先物を買って建てた。
- 3.現在保有している現物資産が将来値下がりすることに備えるため、プット・オプションを売った。
- 4.将来保有しようとする現物資産が将来値上がりすることに備えるため、コール・オプションを買った。

【答え】

1. 適切

先物取引は、予め定められた満期日に予め決められた価格で売買することを約束する取引です。

現在保有している現物資産が今後値下がりすると予想した場合、先物取引で売り建てをすることで、現物資産が値下がりし損失が出ても先物取引の売り建ての利益によって、現物資産の損失を軽減できます。

2. 適切

現時点では現物資産を保有しようとせず、将来保有しようとする現物資産が値上がりすることを予想して、先物買い建てをすることで、価格が変動するリスクに備えて、現時点の先物価格で現物資産を保有できます。

3. 不適切

オプション取引は、予め決められた満期日に予め決められた価格で売買できる権利のことで、買う権利のことをコールオプション、売る権利のことをプットオプションと言います。

コールオプションは、原資産価格が下落すると利益が出ます。

プットオプションは、原資産価格が上昇すると利益が出ます。

4. 適切

将来保有しようとする現物資産を、予めオプション取引で購入して(コールオプション)おくことで、価格が変動するリスクに備えることができ、損失になるリスクを限定させつつ、利益を得る機会を逃さないようにすることができます。

したがって正解は、3

問題 28

下記〈資料〉に基づくファンドAとファンドBの過去3年間の運用パフォーマンスの比較評価に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

〈資料〉

〈資料〉ファンドAとファンドBの過去3年間の運用パフォーマンスに関する情報

ファンド名	実績収益率の平均値	実績収益率の標準偏差
ファンドA	4.2%	4.0%
ファンドB	8.8%	12.0%

無リスク金利を1.0%として、〈資料〉の数値によりファンドAのシャープレシオの値を算出すると（ア）となり、同様に算出したファンドBのシャープレシオの値は（イ）となる。両ファンドの運用パフォーマンスを比較すると、過去3年間は（ウ）の方が効率的な運用であったと判断される。

- 1.(ア)1.05 (イ)0.73 (ウ)ファンドA
- 2.(ア)1.05 (イ)0.73 (ウ)ファンドB
- 3.(ア)0.80 (イ)0.65 (ウ)ファンドA
- 4.(ア)0.80 (イ)0.65 (ウ)ファンドB

【答え】

シャープ・レシオとは、リスクに対するリターンの度合いを比較するために用いられる指標です。

シャープ・レシオ=ポートフォリオの収益率-無リスク資産の収益率÷標準偏差

ファンドA=(4.2%-1%)÷4%=(ア)0.80

ファンドB=(8.8%-1%)÷12%=(イ)0.65

ファンドBよりファンドAの方が、数値が高いため、
(ウ)ファンドAの方が効率よく運用されているといえます。

したがって正解は、3

問題 29

一般NISA(非課税上場株式等管理契約に係る少額投資非課税制度)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、一般NISAにより投資収益が非課税となる非課税口座を一般NISA口座という。

1. 特定口座で保有する上場株式を一般NISA口座に設定される非課税管理勘定に移管することにより、移管後5年以内に生じた当該上場株式の譲渡益は非課税となる。
2. 一般NISA口座で保有する上場株式を売却することで生じた譲渡損失の金額のうち、損益通算してもなお控除しきれない金額は、確定申告を行うことにより、翌年以後3年間にわたって繰り越すことができる。
3. 一般NISA口座で保有する上場株式を売却することで生じた譲渡損失の金額は、上場株式の配当金の受取方法として株式数比例配分方式を選択した場合、当該口座で保有する上場株式の配当金の金額と通算することができる。
4. 2022年末に一般NISAの非課税期間が終了した場合において、その終了時に当該非課税管理勘定で保有する金融商品の時価が120万円を超えていても、そのすべてを2023年の一般NISA口座に設定される非課税管理勘定に移すことができる。

【答え】

1. 不適切

特定口座で保有する上場株式はNISA口座に移管することはできません。

2. 不適切

NISA口座の譲渡損失は、他の口座と譲渡益と損益通算できません。
また、繰越控除も利用できません。

3. 不適切

株式数比例配分方式は、上場株式の配当金などを受け取る方法のことで、NISA口座の配当金を非課税にするための条件です。

株式数比例配分方式を選択しても、損益通算をするはできません。

4. 適切

一般NISAの非課税期間が終了した場合、保有している金融資産を翌年の新たな非課税投資枠に移管すること(ロールオーバー)ができます。

したがって正解は、4

問題 30

わが国における個人による金融商品取引に係るセーフティネットに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.国内銀行に預け入れられている円建ての仕組預金は、他に預金を預け入れていない場合、預金者1人当たり元本1,000万円までと、その利息のうち通常の円建ての定期預金(仕組預金と同一の期間および金額)の店頭表示金利までの部分が預金保険制度による保護の対象となる。
- 2.ゆうちょ銀行に預け入れられている通常貯金は、他に貯金を預け入れていない場合、貯金者1人当たり元本1,300万円までとその利息が預金保険制度による保護の対象となる。
- 3.金融機関同士が合併した場合、合併存続金融機関において、預金保険制度による保護の対象となる預金の額は、合併後1年間に限り、全額保護される預金を除き、預金者1人当たり1,300万円 とその利息等となる。
- 4.国内に本店のある銀行で購入した投資信託は、日本投資者保護基金による補償の対象となる。

【答え】

1. 適切

仕組預金は、デリバティブ取引を組み込んだ預金商品です。
預金保険制度は、金融機関が破綻した時に一定額の預金等を保護するための保険制度です。

円建ての仕組預金は預金保険制度の対象です。
他の預金保険の対象となるものと合算して、元本合計1,000万円までと保険事故発生までの利息が保護されます。

ただし、預金の利息については、預入れ時における円定期預金の金利までは預金保険対象となりますが、それを**超える部分は預金保険の対象外**となります。

2. 不適切

ゆうちょ銀行の貯金は、預金保険制度の対象です。
他の預金保険の対象となるものと合算して、元本合計**1,000万円**までと保険事故発生までの利息が保護されます。

3. 不適切

金融機関が合併した場合、1年間に限り、元本合計**1,000万円**までに、合併等に関わった金融機関数を乗じた金額とその利息とまで保護されます。

4. 不適切

投資者保護基金は、証券会社等が破綻した場合に投資家を保護する制度です。
銀行は投資者保護基金に加入していないため、**銀行で購入した投資信託は保護の対象外**です。

したがって正解は、1

問題 31

所得税における各種所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.不動産所得の金額は、原則として、「不動産所得に係る総収入金額-必要経費」の算式により計算される。
- 2.賃貸の用に供している土地の所有者が、当該土地を取得した際に支出した仲介手数料は、当該土地の取得価額に算入されるため、その支払った年分の不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできない。
- 3.個人による不動産の貸付けが事業的規模である場合、その賃貸収入による所得は、事業所得に該当する。
- 4.借家人が賃貸借の目的とされている居宅の立退きに際して受け取る立退き料(借家権の消滅の対価の額に相当する部分の金額を除く)は、原則として一時所得に該当する。

【答え】

1. 適切

不動産所得とは土地やアパート、マンションの貸付けによって得た所得のことを言います。また船や飛行機の貸付けや借地権の設定などによる所得も不動産所得になります。不動産所得は総合課税です。

[計算式]

不動産所得の金額＝総収入金額－必要経費（－青色申告特別控除額）

2. 適切

不動産購入の際の仲介手数料は、不動産購入時点では必要経費にはならず、土地建物の取得価額に含まれます。

3. 不適切

不動産の賃貸に係る所得は、その規模に関わらず、不動産所得となります。

4. 適切

居住賃貸マンションなどの借家人が受け取る立退料は、原則一時所得に該当します。

したがって正解は、3

問題 32

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」(以下「本特例」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 納税者が本特例の適用を受けるためには、譲渡した居住用財産の所有期間が、譲渡した日の属する年の1月1日時点で10年を超えていなければならない。
2. 本特例のうち、譲渡損失の損益通算の特例の適用を受けるためには、買換資産を取得した日の属する年の12月31日時点において、買換資産に係る住宅借入金等の金額を有していなければならない。
3. 本特例のうち、譲渡損失の損益通算の特例の適用を受けるためには、納税者のその年分の合計所得金額が3,000万円以下でなければならない。
4. 納税者が本特例の適用を受けた場合、買換資産に係る住宅借入金等の金額を有していたとしても、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。

【答え】

1. 不適切

本特例の適用を受けるためには、譲渡した居住用財産の所有期間が譲渡した日の属する1月1日時点で5年を超えていなければなりません。

2. 適切

本特例の適用を受けるためには、買換資産を取得した年の12月31日において買換資産について償還期間10年以上の住宅ローンを有することが必要です。

3. 不適切

本特例は、損益通算の適用を受けるための、合計所得金額の要件はありませんが、繰越控除の適用を受けるには、合計所得金額が3,000万円以下でなくてはなりません。

4. 不適切

本特例は、住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)と併用可能です。

したがって正解は、2

問題 33

所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、ほかに必要とされる要件等はすべて満たしているものとする。

1. 所得税法上の障害者に該当する納税者は、その年分の合計所得金額の多寡にかかわらず、障害者控除の適用を受けることができる。
2. 納税者は、その年分の合計所得金額の多寡にかかわらず、基礎控除の適用を受けることができる。
3. 納税者は、その年分の合計所得金額が500万円を超える場合、ひとり親控除の適用を受けることができない。
4. 納税者は、その年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者の合計所得金額の多寡にかかわらず、配偶者控除の適用を受けることができない。

【答え】

1. 適切

障害者控除の適用を受けるための合計所得金額の要件はありません。

2. 不適切

合計所得金額	基礎控除額	
	2019 年度分	2020 年度以降分
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		基礎控除額 0 円

2019年分までは合計所得金額の多寡に関わらず、一律38万円の基礎控除を受けることができましたが、法改正により2020年度以降は合計所得金額により基礎控除額が異なります。

2,500万円超の場合、基礎控除はありません。

3. 適切

納税者がひとり親であるとき、一定の金額の所得控除を受けることができます。これをひとり親控除といいます。

[対象の範囲]

- ・その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。
- ・生計を一にする子がいること。(総所得金額等が48万円以下であること。)
- ・合計所得金額が500万円以下であること。

4. 適切

配偶者控除の適用要件は、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下で納税者本人の所得が1,000万円以下である場合に適用されます。

1,000万円を超える場合、配偶者控除の適用を受けることはできません。

したがって正解は、2

問題 34

所得税における住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、2022年4月に住宅ローンを利用して住宅を取得し、同月中にその住宅を居住の用に供したものとする。

- 1.住宅ローン控除の対象となる家屋は、納税者がもっぱら居住の用に供する家屋に限られ、店舗併用住宅は対象とならない。
- 2.住宅を新築した場合の住宅ローン控除の控除額の計算上、借入金等の年末残高に乗じる控除率は、0.7%である。
- 3.住宅ローン控除の適用を受けようとする場合、納税者のその年分の合計所得金額は3,000万円以下でなければならない。
- 4.住宅ローン控除の適用を受けていた者が、転勤等のやむを得ない事由により転居したため、取得した住宅を居住の用に供しなくなった場合、翌年以降に再び当該住宅をその者の居住の用に供したとしても、再入居した年以降、住宅ローン控除の適用を受けることはできない。

【答え】

1. 不適切

住宅ローン控除は店舗併用住宅も対象ですが、店舗併用住宅の場合、家屋の床面積の2分の1以上が居住用である必要があります。

2. 適切

2022年から住宅ローン控除率は、1%から0.7%に縮小されました。
この住宅ローン控除率は、年末時点の借入残高に対して乗じて計算されます。

3. 不適切

住宅ローン控除の適用条件(すべて満たす必要があります)
・返済期間が 10 年以上の住宅ローンであること
・控除の適用を受ける年の合計所得金額が 2,000 万円以下であること。
・住宅の床面積が 40 m ² 以上で、そのうち 1/2 が居住用であること
・取得日から 6 か月以内に住み始め、適用を受ける各年の 12 月 31 日まで引き続き居住していること
・居住の用に供した年とその前後 2 年ずつの5年間に以下の適用を受けていないこと 「居住用財産の 3,000 万円特別控除の特例」 「居住用財産の軽減税率の特例」 「特定の居住用財産の買換え特例」

住宅ローン控除の適用を受けるためには、以前まで合計所得金額が3,000万円以下でしたが、2022年以降は2,000万円以下に引き下げられています。

4. 不適切

住宅ローン控除の適用を受けていた者が、転勤等のやむを得ない事情により、取得した住宅を居住の用に供しなくなった場合でも、控除期間内であれば、再入居した翌年以降も、住宅ローン控除の適用を受けることはできます。

したがって正解は、2

問題 35

所得税の申告と納付等に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 給与所得者が、医療費控除の適用を受けることにより、給与から源泉徴収された税金の還付を受けようとする場合、納税地の所轄税務署長に確定申告書を提出する必要がある。
2. 年間の給与収入の金額が2,000万円を超える給与所得者は、年末調整の対象とならない。
3. 確定申告書を提出した納税者が、法定申告期限後に計算の誤りにより所得税を過大に申告していたことに気づいた場合、原則として、法定申告期限から5年以内に限り、更正の請求をすることができる。
4. 納税者が、確定申告に係る所得税について延納の適用を受けようとする場合、納期限までに納付すべき所得税額の3分の1相当額以上を納付する必要がある。

【答え】

1. 適切

所得控除のうち、医療費控除・寄附金控除・雑損控除は年末調整されないため、給与所得者でも**確定申告が必要**です。

2. 適切

給与所得者でも年間の給与収入が2,000万円を超える者は、年末調整されないため、**確定申告が必要**です。

3. 適切

更正の請求とは、納税義務者が申告した税額が過大であることを知った場合、税務署などに減額更生を求めることです。

原則法定申告期限から**5年以内**であれば、更生の請求が認められます。

4. 不適切

所得税の延納の適用を受ける場合、納税期限までに納付すべき所得税額の**2分の1**以上の納付をする必要があります。

したがって正解は、4

問題 36

法人税の仕組みに関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.法人税の納税地は、原則として、その法人の代表者の住所または居所の所在地である。
- 2.法人税の各事業年度の所得の金額は、その事業年度の益金の額からその事業年度の損金の額を控除した金額である。
- 3.期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人に対する法人税の税率は、所得金額のうち年1,000万円以下の部分について軽減税率が適用される。
- 4.法人税の確定申告書は、原則として、各事業年度終了の日の翌日から1ヵ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

【答え】

1. 不適切

内国法人の納税地は、その法人の本店または主たる事務所の所在地です。

2. 適切

法人の所得金額は、益金の額から損金の額を引いた金額となります。

3. 不適切

法人税の税率は普通法人、一般社団法人等または人格のない社団等については23%とされています。

ただし、末期資本金の額が1億円以下の普通法人、一般社団法人等または人格のない社団等の所得の金額のうち年800万円以下の金額については15%の軽減税率が適用されます。

4. 不適切

法人税の申告期限は、事業年度終了日の翌日から2ヶ月以内に、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

したがって正解は、2

問題 37

法人税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 法人が特定公益増進法人に支払った寄附金(確定申告書に明細を記載した書類の添付あり)は、その全額を損金の額に算入することができる。
2. 法人が納付した法人税の本税および法人住民税の本税は、その全額を損金の額に算入することができる。
3. 法人が減価償却費として損金経理した金額のうち、償却限度額に達するまでの金額は、その事業年度の損金の額に算入することができる。
4. 期末資本金の額等が1億円以下の一定の中小法人が支出した交際費等のうち、年1,000万円までの金額は、損金の額に算入することができる。

【答え】

1. 不適切

寄附金控除は個人が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに寄付した場合、所得控除を受けることができます。

国や地方公共団体に対する寄付金は全額損金算入できますが、**特定公益増進法人に対する寄附金控除は、損金算入額が制限されます。**

2. 不適切

法人が納付した法人税の本税および法人住民税の本税は、**損金の額に算入できません。**

3. 適切

損金に算入される減価償却額は、償却費として損金経理をした金額のうち、その資産の**償却限度額以内の金額に限られ**、自ら償却を行わない限り、損金算入される減価償却額はないことになります。

4. 不適切

資本金1億円以下の法人は、1事業年度において**800万円まで**は損金参入できます。

したがって正解は、3

問題 38

消費税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 消費税の課税期間に係る基準期間は、個人事業者についてはその年の前々年である。
2. 消費税の課税事業者が行う居住の用に供する家屋の貸付けは、その貸付期間が1ヵ月以上であれば、消費税の課税取引に該当する。
3. 消費税の課税事業者である個人は、原則として、消費税の確定申告書をその年の翌年3月15日までに納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。
4. 簡易課税制度の適用を受けることができるのは、消費税の課税期間に係る基準期間における課税売上高が1億円以下の事業者である。

【答え】

1. 適切

消費税では、その課税期間の基準期間（**個人の場合は前々年**、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が**1,000万円以下**の事業者は、その課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されます。

2. 不適切

1ヶ月以上の住宅の貸付けは、**非課税取引に該当**します。
1ヶ月未満の場合は、課税取引になります。

3. 不適切

個人事業者の課税期間は、所得税と同じ1月1日～12月31日の期間で、申告期限は翌年**3月31日**までです。

4. 不適切

簡易課税制度は課税売上高が**5,000万円以下**の届け出を行った事業者に対し、簡易化された仕入れ控除税額の計算を認める制度です。

したがって正解は、1

問題 39

会社と役員間の取引に係る所得税・法人税に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 会社が株主総会の決議を経て役員に対して退職金を支給した場合、その退職金の額は、不相当に高額な部分の金額など一定のものを除き、その会社の所得金額の計算上、損金の額に算入することができる。
2. 会社が役員の所有する土地を時価未満の価額で譲り受けた場合、時価と譲受対価の差額相当額は、その会社の所得金額の計算上、益金の額に算入される。
3. 役員が会社が無利息で金銭の貸付けを行った場合、原則として、通常収受すべき利息に相当する金額が、その役員の雑所得の収入金額に算入される。
4. 役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、原則として、通常の賃料相当額が、その役員の給与所得の収入金額に算入される。

【答え】

1. 適切

役員退職金は、社会通念上、適正な額であれば損金算入することができます。

2. 適切

役員が所有する土地を時価の2分の1未満の価額で会社に譲渡した場合、法人側では時価が取得価額となり、時価と売買価額の差額を受贈益として益金算入します。役員側では、適正な時価相当額で譲渡したものとされ、差額がみなし譲渡所得として課税されます。

3. 不適切

役員から法人に無利息で金銭の貸付けが行われた場合、法人・役員ともに課税されません。

4. 適切

役員が会社の所有する社宅に無償で居住している場合、無料で貸与されていることになり、本来支払う賃料相当額が、その役員の給与所得の収入金額に算入されます。

したがって正解は、3

問題 40

決算書に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.損益計算書の売上総利益の額は、売上高の額から売上原価の額を差し引いた額である。
- 2.損益計算書の営業利益の額は、経常利益の額から販売費及び一般管理費の額を差し引いた額である。
- 3.損益計算書の税引前当期純利益の額は、営業利益の額から特別損益の額を加算・減算した額である。
- 4.貸借対照表の資産の部の合計額と負債の部の合計額は一致する。

【答え】

1. 適切

売上総利益は、売上高から売上原価を差し引いた額です。

2. 不適切

営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた額です。

3. 不適切

税引前当期純利益は、経常利益+特別利益-特別損失で求めます。

4. 不適切

貸借対照表の資産の部の合計額は、負債の部と純資産の合計額と一致します。

したがって正解は、1

問題 41

不動産の登記や調査に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.同一の不動産について二重に売買契約が締結された場合、譲受人相互間においては、売買契約の締結の先後にかかわらず、原則として、所有権移転登記を先にした者が当該不動産の所有権の取得を対抗することができる。
- 2.抵当権の設定を目的とする登記では、債権額や抵当権者の氏名または名称は、不動産の登記記録の権利部乙区に記載される。
- 3.一般に公図と呼ばれる地図に準ずる図面は、地図が登記所に備え付けられるまでの間、これに代えて登記所に備えられているものであり、一筆または二筆以上の土地ごとに土地の位置、形状および地番を表示するものである。
- 4.不動産の登記事項証明書の交付を請求することができるのは、当該不動産の利害関係者に限られる。

【答え】

1. 適切

同一の不動産について二重に売買契約が締結された場合、譲受人相互間においては、**登記の先後にかかわらず**、原則として、**売買契約を先に締結**した者が当該不動産の所有権を取得します。

2. 適切

権利部(権利に関する事項)
甲区:所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区:所有権以外の権利に関する事項 → 抵当権 ・借地権・賃借権などを記載

抵当権などの所有権以外の権利に関する事項は、権利部乙区に記載されています。

3. 適切

公図は、地図が備え付けられるまでの間、地図に変わって備え付けられている図面で、土地の大まかな位置や計上を表すもので、精度が低い図面となります。

4. 不適切

登記事項証明書(登記記録)の交付請求は、手数料を納付すれば**誰でも自由に請求**できます。登記所に直接出向くだけでなく、郵送やオンラインでも可能です。

したがって正解は、4

問題 42

不動産鑑定評価基準における不動産の鑑定評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.不動産の価格を求める鑑定評価の基本的な手法は、原価法、取引事例比較法および収益還元法に大別され、鑑定評価に当たっては、対象不動産に係る市場の特性等を考慮し、これらのうち最も適した1つの手法に限定して適用することとされている。
- 2.最有効使用の原則は、不動産の効用が最高度に発揮される可能性に最も富む使用を前提として把握される価格を標準として不動産の価格が形成されるとする原則である。
- 3.原価法は、価格時点における対象不動産の再調達原価を求め、この再調達原価について減価修正を行って対象不動産の価格を求める手法である。
- 4.収益還元法は、対象不動産が賃貸用不動産である場合だけでなく、自用の不動産であっても、賃貸を想定することにより適用されるものであるとされている。

【答え】

1. 不適切

不動産鑑定評価には、「取引事例比較法」「収益還元法」「原価法」の3つの方法があり、併用することとされています。

本問では、「1つの手法に限定して」とありますので不適切となります。

2. 適切

最有効使用の原則とは、不動産の価格原則の一つで、不動産の価格は、その不動産の効用が最高度に発揮される可能性に最も富む使用を前提として把握されている価格を標準として形成されます。
つまり、現実的に実現可能な範囲で、その不動産の価値を最大限に引き出す方法で 사용되는ことを前提に、土地の価格を決定します。

3. 適切

原価法とは、不動産の再調達原価をもとに対象不動産の試算価格を求める方法です。価格時点において、新しく建築または造成を行って再調達する場合の原価を求め、これに減価修正を行って試算価格を求めます。

4. 適切

収益還元法は、不動産から将来的に生み出される収益を、現在の価値に割り引いて不動産価格を計算する方法です。

したがって正解は、1

問題 43

不動産の売買契約に係る民法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、特約については考慮しないものとする。

1. 売買契約締結後、買主の責めに帰すことのできない事由により、当該契約の目的物の引渡債務の全部が履行不能となった場合、買主は、履行の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。
2. 売主が種類または品質に関して契約の内容に適合しないことを過失なく知らないまま、売買契約の 目的物を買主に引き渡した場合、買主は、不適合を知った時から1年以内にその旨を売主に通知しないときは、その不適合を理由として契約の解除をすることができない。
3. 買主が売主に解約手付を交付した後、売買代金の一部を支払った場合、売主は、受領した代金を返還し、かつ、手付金の倍額を現実に提供しても、契約を解除することができない。
4. 売買の目的物である建物が、その売買契約の締結から当該建物の引渡しまでの間に、台風によって全壊した場合、売主の責めに帰すことのできない事由であることから、買主は、売主に対して建物代金の支払いを拒むことはできない。

【答え】

1. 適切

履行遅滞	債務を履行することができるにもかかわらず、債務者の故意または過失により、履行時期が過ぎても、債務の履行をしないこと。 買主に債務の履行遅滞が生じた場合、売主は一定期間、履行の催告をした上で、契約の解除ができます。
履行不能	契約時には履行可能だったものが、債務者の故意または過失により、不可能となったこと。 買主に債務の履行不能が生じた場合、催告せずに直ちに契約解除できます。
不完全履行	債務の履行がなされたが、債務者の故意または過失により、その履行が不完全なものであったこと。

2. 適切

不動産取引の契約不適合責任は、売買契約や請負契約の履行において、売主や請負人が買主に引き渡した目的物が、その種類・品質・数量にかかわらず「契約内容に適合しない」と判断された場合、売主や請負人は買主に対して負う責任のことです。

買主はその不適合を知った時から**1年以内**にその旨を売主に通知しなければなりません。

3. 適切

解約手付

買主側から解除する場合	買主は手付金を放棄することで、契約を解除することができます。
売主側から解除する場合	売主は手付金の2倍の金額を渡すことで、契約を解除することができます。

※ただし、相手側が履行に着手した後(買主が売買代金を支払った・売主が建築に着手した)は解除することができない。

本問では、買主が売買代金を支払った後ですので、履行に着手した後となり、契約を解除することはできません。

4. 不適切

売買等の双務契約が成立した後、一方の債務が債務者の責任がない事由(天災・災害など)で、目的物が滅失や損傷し、履行できなくなった場合、他方の債務も消滅するのかが問題とされます。これを危険負担の問題と言います。

本問の場合は、売主・買主双方に責に帰すことができない天災などのやむを得ない原因で履行不能となった場合、買主はその建物代金の支払いを拒むことができます。

したがって正解は、4

問題 44

借地借家法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。なお、本問においては、同法第38条による定期建物賃貸借契約を定期借家契約といい、それ以外の建物賃貸借契約を普通借家契約という。また、記載された特約以外のものについては考慮しないものとする。

1. 普通借家契約において存続期間を1年未満に定めた場合、その存続期間は1年とみなされる。
2. 期間の定めがある普通借家契約において、賃借人は、正当の事由がなければ、賃貸人に対し、更新しない旨の通知をすることができない。
3. 定期借家契約は、もっぱら居住の用に供する建物に限られ、事業の用に供する建物については締結することができない。
4. 定期借家契約において、その賃料が、近傍同種の建物の賃料に比較して不相当となっても、賃貸借期間中は増減額させないこととする特約をした場合、その特約は有効である。

【答え】

1. 不適切

	普通借家契約	定期借家契約
契約の締結	制限なし(口頭・書面どちらでも契約できる。)	書面で契約(公正証書でなくても可能)
契約の存続期間	1年以上。 1年未満の契約は「期間の定めのない賃借権」とみなされる。	契約で定めた期間。 1年未満の契約でも契約期間と認められる。
更新	自動更新	更新されず終了 ※貸主の正当事由は不要
解約の条件	期間終了によって契約も終了。借主が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。	契約期間が1年以上の場合、貸主は期間終了の1年～6ヶ月前の間に期間満了で終了する旨を通知しなければならない。 もし通知をしなければ契約終了を借主に對抗できない。

2. 不適切

賃借人(借主)が存続を希望した場合、貸主から解約や契約期間終了時の更新の拒絶は、貸主に正当な事由がない限りできません。

ただし、**賃借人には正当な事由は不要**です。

3. 不適切

借地借家法では、居住用・事業用問わず設定することが可能ですので、定期借家契約においても事業用の建物について締結可能です。

4. 適切

普通借家契約では、「家賃を減額しない」など、賃借人に不利な特約は無効となります。

ただし、定期借家契約では、「家賃を減額しない」などの特約は、賃借人が有利・不利に関わらず有効となります。

したがって正解は、4

問題 45

都市計画法に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.すべての都市計画区域において、都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分(区域区分)を定めるものとされている。
- 2.土地の分筆は、その行為が建築物の建築または特定工作物の建設を目的としていなくても、都市計画法上の開発行為に該当する。
- 3.土地区画整理事業の施行として行う開発行為は、都道府県知事等による開発許可を受ける必要はない。
- 4.農業を営む者の居住の用に供する建築物の建築を目的として市街化調整区域内で行う開発行為は、都道府県知事等による開発許可を受ける必要がある。

【答え】

1. 不適切

都市計画区域とは、都市計画法によって、都道府県知事や国土交通大臣が指定するエリアのことで、「市街化区域」「市街化調整区域」「非線引き区域」に分けられます。

必ずしも都市計画区域内全部に区域区分を定めなければならないわけではありません。

2. 不適切

分筆とは、登記簿上の1つの土地を複数の土地に分けて登記する手続きのことです。

分筆は、土地の区画形質の変更ではないため、開発行為には該当しません。

3. 適切

土地区画整理事業や市街地再開発事業等の行政事業として行う行為は、都道府県知事等の許可は不要です。

4. 不適切

市街化区域がいでの農林漁業用建築物などの建築目的の開発行為については、規模に関わらず都道府県知事等の許可は不要です。

したがって正解は、3

問題 46

都市計画区域および準都市計画区域内における建築基準法の規定に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 準工業地域、工業地域および工業専用地域においては、地方公共団体の条例で日影規制(日影による中高層の建築物の高さの制限)の対象区域として指定することができない。
2. 商業地域内の建築物には、北側斜線制限(北側高さ制限)は適用されない。
3. 建築物の敷地が2つの異なる用途地域にわたる場合、その敷地の全部について、敷地の過半の属する用途地域の建築物の用途に関する規定が適用される。
4. 建築物の敷地が接する前面道路の幅員が12m未満である場合、当該建築物の容積率は、「都市計画で定められた容積率」と「前面道路の幅員に一定の数値を乗じて得たもの」のいずれか低い方の 数値以下でなければならない。

【答え】

1. 不適切

日影規制の用途地域は、住居系地域・近隣商業地域。準工業地域は適用対象ですが、商業地域・工業地域・工業専用地域は適用対象外となります。

2. 適切

北側隣地の日照や通風などの悪化を防ぐことを目的に北側斜線制限があります。

第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域と日影規制の対象区域を除く第1種・第2種低層住居専用地域の5つで適用されます。

商業地域は適用外となります。

3. 適切

建物の敷地が2つの異なる地域にまたがる場合は、敷地の過半に属する地域(面積の広い地域)の用途規制が敷地全体に適用されます。

4. 適切

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10または6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

したがって正解は、1

問題 47

建物の区分所有等に関する法律に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 区分所有建物ならびにその敷地および附属施設の管理を行うための区分所有者の団体(管理組合)は、区分所有者全員で構成される。
2. 区分所有建物のうち、構造上の独立性と利用上の独立性を備えた建物の部分は、区分所有権の目的となる専有部分であり、規約によって共用部分とすることはできない。
3. 共用部分に対する区分所有者の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各共有者が有する専有部分の床面積の割合による。
4. 規約を変更するためには、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となり、この変更が一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、当該区分所有者の承諾を得なければならない。

【答え】

1. 適切

区分所有法により、区分所有者はその意思に関わらず構成員になります。

2. 不適切

区分所有法における、一棟の建物には、共有部分と専有部分しかありません。

建物のうち専有部分に属さない部分は、全て共有部分になり、規約により共有部分とすることも可能です。

3. 適切

共有部分の共有持分は、各共有者が有する専有部分の床面積の割合により決まります。

4. 適切

[集会の決議要件]。

集会では区分所有法および議決権(専有部分の持分割合)によって決議します。

集会の招集	1/5以上
一般的事項	過半数の賛成
規約の設定、変更、廃止など	4分の3以上の賛成
建替え	5分の4以上の賛成

規約を変更するためには、区分所有者および議決権の各4分の3以上の多数による集会の決議が必要となります。

一部の区分所有者の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、当該区分所有者の承諾を得なければならない。

したがって正解は、2

問題 48

不動産に係る固定資産税および都市計画税に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 年の中途に固定資産税の課税対象となる土地または家屋が譲渡された場合、その譲受人は、原則として、その年度内の所有期間に応じた当年度分の固定資産税を納付しなければならない。
2. 住宅用地に係る固定資産税の課税標準については、住宅1戸当たり400㎡以下の部分について 課税標準となるべき価格の6分の1相当額とする特例がある。
3. 都市計画税の税率は各地方自治体の条例で定められるが、100分の0.3を超えることはできない。
4. 都市計画税は、都市計画区域のうち、原則として、市街化調整区域および非線引きの区域内に所在する土地および家屋の所有者に対して課される。

【答え】

1. 不適切

固定資産税の納税義務者は、当該年度の初日の属する年の1月1日の所有者です。
年途中で土地や家屋を譲渡された場合、譲受人は、固定資産税の納付義務はありません。

2. 不適切

住宅用地に係る固定資産税

住宅用地の 課税標準の特例	・小規模住宅用地(200㎡以下の部分) 固定資産税=課税標準× $\frac{1}{6}$ ×税率1.4%
	・一般住宅用地(200㎡超の部分) 固定資産税=課税標準× $\frac{1}{3}$ ×税率1.4%

住宅用地に係る固定資産税の課税標準が6分の1に軽減されるのは1戸あたり200㎡以下の部分です。

本問では、「400㎡」と説明されているので不適切となります。

3. 適切

都市計画税の税率は0.3%が制限です。

4. 不適切

都市計画税は原則として、毎年1月1日に、市街化区域に所在する土地および家屋の所有者に対して課されます。

市街化調整区域および非線引きの区域内に所在する土地および家屋の所有者に対しては、課税されません。

したがって正解は、3

問題 49

個人が土地を譲渡した場合の譲渡所得に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1.譲渡所得の金額の計算上、譲渡した土地の取得費が不明な場合には、譲渡収入金額の10%相当額を取得費とすることができる。
- 2.譲渡所得のうち、土地を譲渡した日の属する年の1月1日における所有期間が5年以下のものについては、短期譲渡所得に区分される。
- 3.土地売却時に生じた譲渡所得が長期譲渡所得に区分される場合、課税長期譲渡所得金額に対し、原則として、所得税(復興特別所得税を含む)15.315%、住民税5%の税率により課税される。
- 4.土地を譲渡する際に支出した仲介手数料は、譲渡所得の金額の計算上、譲渡費用に含まれる。

【答え】

1. 不適切

譲渡所得の金額の計算上、譲渡した土地の取得費が不明な場合には、譲渡収入金額の5%相当額を取得費(概算取得費)とすることができます。

2. 適切

土地・建物の譲渡所得は、
所有期間5年以内の短期譲渡所得(所得税30.63%・住民税9%)
所有期間5年超の長期譲渡所得(所得税15.315%・住民税5%)があり、税額は各課税所得にそれぞれの税率を乗じて求めます(復興特別所得税を含む)。

3. 適切

土地・建物の譲渡所得は、
所有期間5年以内の短期譲渡所得(所得税30.63%・住民税9%)
所有期間5年超の長期譲渡所得(所得税15.315%・住民税5%)があり、税額は各課税所得にそれぞれの税率を乗じて求めます(復興特別所得税を含む)。

4. 適切

譲渡費用とは、土地や建物を売るために直接かかった費用のことです。

[譲渡費用に対等する主な項目]

- ・土地や建物を売るために支払った仲介手数料
- ・印紙税で売主が負担したもの
- ・貸家を売るため、借家人に家屋を明け渡したときに支払う立退料など

したがって正解は、1

問題 50

不動産の有効活用の手法の一般的な特徴に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1.建設協力金方式は、土地所有者が、建設する建物を貸し付ける予定のテナント等から建設資金の全部または一部を借り受け、ビルや店舗等を建設する方式である。

2.定期借地権方式では、土地所有者が自己の土地上に建設される建物の所有名義人となり、当該土地と建物を一定期間貸し付けることにより地代・賃料収入を得ることができる。

3.事業受託方式は、土地の有効活用の企画、建設会社の選定や当該土地上に建設された建物の管理・運営等をデベロッパーに任せ、建設資金の調達や返済は土地所有者が行う方式である。

4.等価交換方式における全部譲渡方式は、土地所有者がいったん土地の全部をデベロッパーに譲渡し、その対価としてその土地上にデベロッパーが建設した建物およびその土地の一部を譲り受ける方式である。

【答え】

1. 適切

建設協力金方式 (入居予定のテナントに建物の建設費を出してもらう方式)	
概要	建物は土地所有者が建設し、その建物に入居予定のテナントから貸与された保証金等を建設資金の一部または全部に充当して建物を建設する方式。建設完了後、テナントから保証金を差し引いた賃料を受け取る。
メリット	・テナントが利用する部分の建設費の半額から全額を負担する分、自己資金や借入を抑えることができる。 ・テナントが中途解約した場合には、一般的に保証金の返済義務がなくなる。
デメリット	・テナントが撤退したとき、残された建物の処理が複雑。

2. 不適切

定期借地権方式 (一定期間土地を貸して、その地代を得る方式)	
概要	土地を一定期間貸し付けることにより地代収入を得ることができる方式
メリット	資金負担や手間がかからない
デメリット	相続税が課税される場合、他の方法と比べると評価額が高くなる

定期借地権方式では、土地を貸して地代を得る方式なので、**建物の名義人は賃借人**となります。

本問では所有者名義となると説明されているため、不適切となります。

3. 適切

事業受託方式

(業者に任せる)

概要	デベロッパーと呼ばれる不動産開発者に、計画や工事、管理を受託する方式。 ※資金調達は土地の所有者が行う。
メリット	・専門知識は不要 ・自分の土地を手放さずに、有効活用できる。
デメリット	デベロッパーに報酬を支払うことになり、建設工事費用の負担が大きくなる。

4. 適切

等価交換方式

(土地を譲渡し、譲渡した分だけ建設後の建物を受け取る)

概要	所有者が土地を譲渡し、デベロッパーが建物を建設し(デベロッパーが建設資金を負担)、土地と完成後の建物の所有権を、お互いの資金提供割合に応じて分ける方法。 ・全部譲渡方式と部分譲渡方式がある※
メリット	・資金調達をしなくて済む ・土地の譲渡により、借入金等の資金負担がほとんどない。
デメリット	土地の一部を手放し、建物完成後、 土地をデベロッパーと共有することになる。

・全部譲渡方式

土地の全部をデベロッパーに譲渡し、建物完成後、譲渡した土地の価格分だけ土地と建物を受け取る。

・部分譲渡方式

土地の一部をデベロッパーに譲渡し、建物完成後、譲渡した土地の価格分だけ建物を受け取る。

したがって正解は、2

問題 51

贈与に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.民法上、贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思表示をし、相手方が受諾をすることにより効力が生じる。
- 2.民法上、書面によらない贈与は、いまだその履行がなされていない場合であっても、各当事者がこれを解除することはできない。
- 3.相続税法上、書面によらない贈与における財産の取得時期は、原則として、その履行の有無にかかわらず、受贈者が当該贈与を受ける意思表示をした時とされている。
- 4.相続税法上、個人の債務者が資力を喪失して債務を弁済することが困難になり、その債務の免除を受けた場合、債務免除益のうち債務を弁済することが困難である部分についても、贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。

【答え】

1. 適切

贈与は、「贈与する人が自分の財産を贈与される人に無償で与える意思を表示すること」「贈与される側がそれを受諾すること」の2つの要件を満たす必要があります。

2. 不適切

口頭で行った贈与契約は、その履行が終わっていない部分について取り消すことができます。

3. 不適切

書面によらない贈与における、財産の取得時期は贈与の履行があったときとなります。

4. 不適切

債務免除の額は贈与を受けたとみなされ贈与税の課税対象ですが、債務免除益のうち債務を弁済することが困難である部分については、贈与税の課税対象外です。

したがって正解は、1

問題 52

みなし贈与財産に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 契約者(=保険料負担者)および被保険者が父、死亡保険金受取人が子である生命保険契約において、父の死亡により子が受け取った死亡保険金は、子が父から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。
2. 委託者が父、受益者が子である信託契約を締結し、その効力が生じた場合において、子がその適正な対価を負担しなかったときには、その信託に関する権利は、原則として子が父から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。
3. 子が父から著しく低い価額の対価で土地を譲り受けた場合には、原則として、その相続税評価額と支払った対価の額との差額を限度に、子が父から贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。
4. 離婚による財産分与により財産を取得した場合には、その価額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額等の事情を考慮して社会通念上相当な範囲内であったとしても、その取得した財産は、原則として贈与により取得したものとみなされ、贈与税の課税対象となる。

【答え】

1. 不適切

死亡保険金の課税関係

契約者	被保険者	受取人	課税区分
A 相続人	A 相続人	B 子	相続税
A	B	A	所得税
A	B	C	贈与税

被相続人以外の者が契約者である場合にはみなし相続財産として、**相続税の課税対象**となります。

また、受取人が相続人となる場合「500万円×法定相続人の数」までは非課税となります。

2. 適切

委託者であった父が受益者を子の場合、受益者が適正な対価を負担しない場合は、子は父から贈与により信託受益権を取得したものとしてみなされ**贈与税の課税対象**となります。

3. 不適切

低額譲渡(著しく低い価額の対価で土地を譲り受けること)が行われた場合、**譲渡時の時価と対価との差額分**が贈与税の課税対象となります。

本問では、「相続税評価額と支払った対価の額との差額を限度に」と説明されていますので、不適切となります。

4. 不適切

離婚による財産分与により財産を取得した場合には、その価額が婚姻中の夫婦の協力によって得た財産の額等の事情を考慮して、社会通念上相当な範囲内であった場合、**贈与税の課税対象とはなりません**。

したがって正解は、2

問題 53

遺産の分割に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1.遺産の分割は、民法上、遺産に属する物または権利の種類および性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態および生活の状況その他一切の事情を考慮して行うものとされている。
- 2.遺産の分割について、共同相続人間で協議が調わないとき、または協議をすることができないときは、各共同相続人はその分割を公証人に請求することができる。
- 3.被相続人は、遺言で、相続開始の時から1年間に限り、遺産の分割を禁ずることができる。
- 4.相続財産である不動産を、共同相続人間で遺産分割するために譲渡し、換価した場合、その譲渡による所得は、所得税法上、非課税所得とされている。

【答え】

1. 適切

遺産分割協議は、民法では「遺産に属する物または権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活状況その他一才の事業を考慮してこれをする」とされています。

2. 不適切

遺産分割協議が、共同相続人間で協議がまとまらない場合、家庭裁判所に遺産分割の調停を申し立てること(調停分割)ができます。
この調停分割でもまとまらない場合は、家事裁判官による審判(審判分割)を行います。

本問では、「公証人に請求」と説明されていますので、不適切となります。

3. 不適切

遺言により遺産分割を禁止することができる期間は、最長5年間です。

4. 不適切

換価分割とは、相続財産を売却し、お金に換えて金銭で分ける方法です。

換価分割された相続財産は、譲渡所得として所得税の課税対象となります。

したがって正解は、1

問題 54

次の費用等のうち、相続税の課税価格の計算上、相続財産の価額から債務控除することができるものはどれか。なお、相続人は債務控除の適用要件を満たしているものとする。

- 1.被相続人が生前に購入した墓碑の購入代金で、相続開始時点で未払いのもの
- 2.遺言執行者に支払った被相続人の相続に係る遺言執行費用
- 3.被相続人に係る初七日および四十九日の法要に要した費用のうち、社会通念上相当と認められるもの
- 4.被相続人が所有していた不動産に係る固定資産税のうち、相続開始時点で納税義務は生じているが、納付期限が到来していない未払いのもの

【答え】

	控除できる	控除できない
債務	・金融機関からの借入金 ・未払いの医療費 ・未払いの税金 ・水道光熱費などの公共料金等の未払い	・墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金
葬式費用	・通夜・葬式・火葬・納骨費用・告別式	・香典返戻費用 ・法要費用

1. 債務控除の対象外

墓地・墓石・仏壇・仏具などの非課税財産に係る未払金は**対象外**です。

2. 債務控除の対象外

遺言執行費用は**対象外**です

3. 債務控除の対象外

葬式費用は債務控除の対象ですが、初七日および四十九日の法要に要した費用は**対象外**です。

4. 債務控除の対象

未払いの医療費や未払いの税金などは**債務控除の対象**です。

したがって正解は、4

問題 55

相続税・贈与税の税額を計算する場合の財産の評価に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

・ 相続税法では、財産評価の原則として、特別の定めのあるものを除き、相続、遺贈または贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価によるとされている。また、「特別の定めのあるもの」として、地上権および永小作権、(ア)、給付事由が発生している(イ)に関する権利、給付事由が発生していない(イ)に関する権利、立木の評価方法を規定している。

・ 財産評価基本通達では、「時価」とは、課税時期において、それぞれの財産の現況に応じ、(ウ)取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、この通達の定めによって評価した価額によるとされている。

- | | | |
|----------------|------------|--------------------|
| 1. (ア) 配偶者居住権等 | (イ) 定期金 | (ウ) 不特定多数の当事者間で自由な |
| 2. (ア) 賃借権 | (イ) 生命保険契約 | (ウ) 不特定多数の当事者間で自由な |
| 3. (ア) 配偶者居住権等 | (イ) 生命保険契約 | (ウ) 当事者同士の相対 |
| 4. (ア) 賃借権 | (イ) 定期金 | (ウ) 当事者同士の相対 |

【答え】

ア. イ.

相続税法では、財産の評価に関しては、(ア)配偶者居住権、(イ)定期金、地上権、永小作権に関する権利等の財産についてその評価方法が規定されているが、その他の財産の評価については、「時価」による旨だけが規定され、「時価」の内容は法律の解釈に委ねられています。

ウ.

財産評価基本通達における「時価」とは、財産の価額は時価によるものとし、時価と課税時期において、それぞれの財産の現状に応じ、(ウ)不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合は通常成立すると認められる価額をいい、その価額はこの通達の定めによって評価した価額によります。

したがって正解は、1

問題 56

相続税における取引相場のない株式の評価に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

1. 会社規模が小会社である会社の株式の価額は、純資産価額方式によって評価し、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式によって評価することはできない。
2. 会社規模が中会社である会社の株式の価額は、類似業種比準方式、または純資産価額方式のいずれかによって評価する。
3. 同族株主が取得した土地保有特定会社に該当する会社の株式は、原則として、類似業種比準方式によって評価する。
4. 同族株主のいる会社において、同族株主以外の株主が取得した株式は、その会社規模にかかわらず、原則として、配当還元方式によって評価する。

【答え】

1. 不適切

小会社である会社の株式の価額は、原則、純資産価額方式によって評価しますが、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用を選択することも可能です。

2. 不適切

中会社である会社の株式の価額は、原則、類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式によって評価しますが、純資産価額方式を選択することも可能です。

3. 不適切

土地保有特定会社に該当する会社の株式は、原則、純資産価額方式によって評価する。

4. 適切

同族株主以外の株主が取得した株式は、その会社規模にかかわらず、原則として、配当還元方式によって評価します。

したがって正解は、4

問題 57

宅地および宅地の上に存する権利の相続税における評価に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。なお、評価の対象となる宅地は、借地権(建物等の所有を目的とする地上権または賃借権)の設定に際し、その設定の対価として通常権利金その他の一時金を支払う「借地権の取引慣行のある地域」にあるものとする。また、宅地の上に存する権利は、定期借地権および一時使用目的の借地権等を除くものとする。

1.Aさんが、借地権の設定に際して通常のコ利金を支払って賃借した宅地の上にAさん名義の自宅を建築して居住の用に供していた場合において、Aさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、その宅地の上に存するAさんの権利の価額は、借地権として評価する。

2.Bさんが所有する従前宅地であった土地を、車庫などの施設がない青空駐車場(月極駐車場)の用に供していた場合において、Bさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、その土地の価額は、自用地として評価する。

3.Cさんが所有する宅地を子に権利金や地代の授受なく無償で貸し付け、子がアパートを建築して賃貸の用に供していた場合において、Cさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、そのアパートの敷地の用に供されている宅地の価額は、貸家建付地として評価する。

4.Dさんが、借地権の設定に際して通常のコ利金を支払って賃借した宅地の上にDさん名義のアパートを建築して賃貸の用に供していた場合において、Dさんの相続が開始したときには、相続税額のコ算上、その宅地の上に存するDさんの権利の価額は、貸家建付借地権として評価する。

【答え】

1. 適切

借地権とは、自己所有の建物を建てる目的で、地主から土地を借りて、使用する権利のことです。建物の評価額とは別に、土地(自用地)の上に建物があること自体を借地権として評価します。

2. 適切

青空駐車場は、自己所有の建物を建てる目的で、地主から土地を借りて
いるわけではないので、自用地として評価します。

3. 不適切

無償で貸し付けることを、使用賃借といいます。
使用賃借により貸していた土地は、自用地として評価します。

4. 適切

貸家建付地 →自己所有の土地に自己所有の 貸家が建っていること	貸家建付地評価額= 自用地評価額×(1-借地権割合× 借家権割合×賃貸割合)
--	--

したがって正解は、3

問題 58 宅地の相続税評価額の算定方法等に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ・ 宅地の相続税評価額の算定方法には、路線価方式や倍率方式がある。路線価方式とは、その宅地の面する路線に付された路線価を基とし、宅地の奥行距離や道路付けの状況等に応じた画地調整率により補正した後に、その宅地の面積を乗じて計算した金額によって評価する方式である。一方、倍率方式とは、宅地の固定資産税評価額に（ ア ）が一定の地域ごとに定めた倍率を乗じて計算した金額によって評価する方式である。
- ・ 宅地の相続対策の1つとして、生前贈与が挙げられる。宅地の贈与を受けた場合、贈与税額の計算上、その宅地の価額は、原則として（ イ ）によって評価する。ただし、負担付贈与により宅地を取得した場合、贈与税額の計算上、その宅地の価額は、（ ウ ）によって評価する。

- 1.(ア)市町村長 (イ)通常の取引価額 (ウ)相続税評価額
- 2.(ア)国税局長 (イ)相続税評価額 (ウ)通常の取引価額
- 3.(ア)市町村長 (イ)相続税評価額 (ウ)通常の取引価額
- 4.(ア)国税局長 (イ)通常の取引価額 (ウ)相続税評価額

【答え】

ア.

倍率方式では、固定資産税評価額に地域ごとに**国税局長**が定めた倍率で評価します。

イ.

贈与税の計算上、その宅地の価額は、原則、**相続評価額**によって評価します。

ウ.

負担付贈与契約とは、受贈者に一定の債務を負担させることを条件にした財産の贈与をいいます。

負担付贈与により宅地を取得した場合、贈与税の計算上、その宅地の価額は、**通常の取引価額**(時価)によって評価します。

したがって正解は、2

問題 59

非上場企業における役員(死亡)退職金を活用した相続税の納税資金対策および事業承継対策に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 死亡退職金の原資の準備として、契約者(=保険料負担者)および死亡保険金受取人を法人、被保険者を経営者とする生命保険に加入することが考えられる。
2. 経営者の死亡直後に遺族が支給を受けた死亡退職金は、相続税の納税資金に充てることができる。
3. 経営者が死亡した場合に遺族が支給を受けた死亡退職金で、相続税額の計算上、退職手当金等の非課税限度額の適用対象となるものは、その死亡後5年以内に支給額が確定したものである。
4. 経営者が死亡した場合の遺族への死亡退職金の支給は、相続税額の計算上、純資産価額方式による自社株式の評価額を引き下げる効果が期待できる。

【答え】

1. 適切

契約者および死亡保険金受取人を法人、被保険者を経営者とする生命保険に加入することで、法人は死亡保険金相当額を死亡退職金として損金の額に算入することができます。

2. 適切

役員退職金は、社会通念上、適正な額であれば損金算入することができます、税負担を軽減しながら相続税の納税資金に充てることができます。

3. 不適切

相続税額の計算上、退職手当金等の非課税限度額の適用対象となるものは、その死亡後3年以内に支給額が確定したものである。

4. 適切

死亡退職金を支給する会社の純資産が減少するので、自社株式の評価額を引き下げる効果が期待できます。

したがって正解は、3

問題 60

会社設立に関する次の記述の空欄(ア)~(ウ)にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

株式会社(内国法人である普通法人)を設立する場合、設立の登記をして初めて法人格を得ることができる。また、設立の日以後(ア)ヵ月以内に、定款等の写し等を添付した「法人設立届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある、設立第1期目から青色申告の承認を受けようとする場合には、設立の日以後(イ)ヵ月を経過した日と設立第1期の事業年度終了の日とのうちいずれか(ウ)の前日までに、「青色申告の承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要がある。

- 1.(ア)2 (イ)3 (ウ)早い日
- 2.(ア)3 (イ)2 (ウ)遅い日
- 3.(ア)3 (イ)2 (ウ)早い日
- 4.(ア)2 (イ)3 (ウ)遅い日

【答え】

ア.

法人設立届出書の提出期限は、法人設立後(ア)2ヶ月以内です。

イ. ウ

青色申告承認申請は、法人設立後(イ)3ヶ月以内、もしくは第1期の事業年度の終了日のうちいずれか(ウ)早い日の前日までです。

したがって正解は、1

-終-